

【(中項目)1-5】

青少年教育団体が行う活動に対する助成

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

(1)助成金の交付

青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に交付を行う。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。

また、子どもの体験活動・読書活動等、助成活動の事例を収集するとともに、ホームページ等を通じた関係団体への情報提供を行う。

(a)子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成

- ① 子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動
- ② 指導者の養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動

(b)子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

- ① 子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動
- ② 読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動

(c)インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成

(2)選考手続き等の客観性及び透明性の確保

引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置(必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。)し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行い、採択結果及び選考に関する基準をホームページ等により公表する。

(3)資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保

資金の確保について、全国規模である法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により客観性及び透明性を確保するとともに、安全性が高い金融機関及び金融商品で運用し、適切に管理する。

H23	H24	H25	H26
A	A		

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第7章

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	1,351	1,205			
従事人員数(人)	13	10			

注1)決算額については、各年度の助成金交付確定額及び普及啓発事業経費である。

注2)従事人員数については、助成業務を担当する機構本部子どもゆめ基金部の人数を記載した。

注3)人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。

評価基準	実績	分析・評価																																																																					
<p>【助成金の交付状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 	<p>【助成金の交付状況】(第7章1. ~2.、7-1~4ページ 表7-1~4、図7-5) 「青少年教育団体が行う活動に対する助成の実施状況」</p> <p>健全な青少年の育成のため、機構においては、青少年の自然体験活動等の体験活動や読書活動、子ども向けの各種教材開発といった地域の団体が実施する様々な体験活動や読書活動等のうち、特色ある活動を中心に財政的支援を行っている。</p> <p>平成24年度助成においては、4,665件(対前年度比293件増)の応募があり、3,433件(対前年度比68件減)を採択した。(表7-1・4参照)</p> <p>この助成により、414,856人(対前年度比22,196人減)の子どもたちに様々な体験活動や読書活動の機会が提供された。</p> <p>また、子どもの体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、41,047人(対前年度比22,667人減)の指導者等が参加した。</p> <p>これらの減少した主な要因としては、平成24年度から、地域の草の根的な活動への支援の充実を図るとともに、広域規模で行っている活動について、一定期間毎にその内容の見直しを促すため、助成金交付の基本方針を「全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成は5年間までとする。」としたことが挙げられる。</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="660 861 1921 1268"> <caption>表7-1 助成活動への参加状況</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成23年度</th> <th colspan="3">平成24年度</th> <th colspan="3">増△減</th> </tr> <tr> <th>体験活動</th> <th>読書活動</th> <th>計</th> <th>体験活動</th> <th>読書活動</th> <th>計</th> <th>体験活動</th> <th>読書活動</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもを対象とする活動</td> <td>488,801</td> <td>101,878</td> <td>590,679</td> <td>505,128</td> <td>82,546</td> <td>587,674</td> <td>16,327</td> <td>△19,332</td> <td>△3,005</td> </tr> <tr> <td> うち子どもの参加人数</td> <td>363,612</td> <td>73,440</td> <td>437,052</td> <td>366,891</td> <td>47,965</td> <td>414,856</td> <td>3,279</td> <td>△25,475</td> <td>△22,196</td> </tr> <tr> <td> うち大人の参加人数</td> <td>125,189</td> <td>28,438</td> <td>153,627</td> <td>138,237</td> <td>34,581</td> <td>172,818</td> <td>13,048</td> <td>6,143</td> <td>19,191</td> </tr> <tr> <td>フォーラム等振興普及活動・指導者養成</td> <td>14,020</td> <td>49,694</td> <td>63,714</td> <td>8,438</td> <td>32,609</td> <td>41,047</td> <td>△5,582</td> <td>△17,085</td> <td>△22,667</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>502,821</td> <td>151,572</td> <td>654,393</td> <td>513,566</td> <td>115,155</td> <td>628,721</td> <td>10,745</td> <td>△36,417</td> <td>△25,672</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 助成活動の募集</p> <p>(1) 募集に係る広報の状況</p> <p>① 募集説明会の実施等</p> <p>例年同様、募集案内のホームページ掲載や全国の関係機関等へ</p>	区 分	平成23年度			平成24年度			増△減			体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	子どもを対象とする活動	488,801	101,878	590,679	505,128	82,546	587,674	16,327	△19,332	△3,005	うち子どもの参加人数	363,612	73,440	437,052	366,891	47,965	414,856	3,279	△25,475	△22,196	うち大人の参加人数	125,189	28,438	153,627	138,237	34,581	172,818	13,048	6,143	19,191	フォーラム等振興普及活動・指導者養成	14,020	49,694	63,714	8,438	32,609	41,047	△5,582	△17,085	△22,667	合 計	502,821	151,572	654,393	513,566	115,155	628,721	10,745	△36,417	△25,672	<p>平成24年度の「子どもゆめ基金」助成事業への応募件数は4,665件であり、過去最高の応募件数を達成している。また、助成した活動への参加状況については、全体では628,721人、子供の参加人数は414,856人と前年度と比べ減少しているが、これは、「全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成は5年までとする」という内容の充実を図るために設けられた見直し策によるものであり、目的である草の根の活動を行っている団体に対しての助成件数は大幅に増加しており、子供の体験活動の振興及び読書活動の振興を図る活動への支援は的確に行われている。</p> <p>また、新たな試みとして、「都道府県・政令指定都市青少年体験活動担当者会議」を開催し、「子どもゆめ基金」のさらなる周知と理解促進を図ったことは評価できる。</p>
区 分	平成23年度			平成24年度			増△減																																																																
	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計																																																														
子どもを対象とする活動	488,801	101,878	590,679	505,128	82,546	587,674	16,327	△19,332	△3,005																																																														
うち子どもの参加人数	363,612	73,440	437,052	366,891	47,965	414,856	3,279	△25,475	△22,196																																																														
うち大人の参加人数	125,189	28,438	153,627	138,237	34,581	172,818	13,048	6,143	19,191																																																														
フォーラム等振興普及活動・指導者養成	14,020	49,694	63,714	8,438	32,609	41,047	△5,582	△17,085	△22,667																																																														
合 計	502,821	151,572	654,393	513,566	115,155	628,721	10,745	△36,417	△25,672																																																														

のチラシ配付、及び全国の主要都市(平成 24 年度助成は 5 か所)での募集説明会の開催を行った。このほか、当機構の地方教育施設や NPO 団体が主催する募集説明会にも出向き PR を行った。

また、地域の草の根的な活動の拡大を図るため行った平成 24 年度助成の二次募集については、前年度よりも告知を早め、各種会議での情報提供や各関係団体への周知にも力を入れた結果、511 件(対前年度比 2.8 倍増)の応募があった。

② 周知を広げる取組

助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配付するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行った。

また、新たに各都道府県等の担当者を集めた「都道府県・政令指定都市 青少年体験活動担当者会議」を 9 月に開催し、「子どもゆめ基金」のさらなる周知と理解促進を図るとともに、体験活動・読書活動の実施状況等について情報交換を行った。この会議をきっかけとして、都道府県等で行われる会議やホームページなどにおいて「子どもゆめ基金」について取り上げてもらうことができた。このほか、会議後に県が独自で募集説明会を開催したところもあった。

さらに、全ての教育施設において、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」を実施し、参加者約 10.5 万人に対して「子どもゆめ基金」の周知を図った。

(2) 助成金の応募状況(表 7-2,3 参照)

平成 24 年度助成活動の分野別の応募件数は、体験活動 3,988 件、読書活動 613 件、教材開発・普及活動 64 件、合計 4,665 件(対前年度比 293 件増)であった。

また、応募団体数は、2,549 団体(対前年度比 89 団体増)であり、このうち新規の応募団体数は、838 団体(対前年度比 46 団体増、全体の 32.9%)であった。

表 7-2 助成金の応募状況(活動区分別)

助成対象活動区分	平成 23 年度		平成 24 年度		増 △ 減	
	応募件数	交付希望額(千円)	応募件数	交付希望額(千円)	応募件数	交付希望額(千円)
体験活動	3,615	2,026,818	3,988	1,964,790	373	△ 62,028
読書活動	644	302,008	613	267,865	△ 31	△ 34,143
教材開発・普及活動	113	930,051	64	503,791	△ 49	△ 426,260
合計	4,372	3,258,877	4,665	2,736,446	293	△ 522,431

【経年比較】助成金応募状況(件数)

(単位:件)

助成対象活動区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
体験活動	応募	2,532	2,441	2,231	2,209	1,952	3,615	3,988
	確定	1,844	1,667	1,565	1,581	1,538	2,562	2,682
読書活動	応募	549	523	516	542	418	644	613
	確定	409	436	427	441	359	513	432
教材開発・普及活動	応募	103	112	84	82	72	113	64
	確定	28	27	28	27	31	29	19
合計	応募	3,184	3,076	2,831	2,833	2,442	4,372	4,665
	確定	2,281	2,130	2,020	2,049	1,928	3,104	3,133

【経年比較】助成金応募状況(金額)

(単位:千円)

助成対象活動区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
体験活動	応募	2,978,468	2,344,641	2,080,512	1,944,183	1,643,620	2,026,818	1,964,790
	確定	1,046,853	994,057	1,000,179	966,797	965,105	978,284	975,683
読書活動	応募	384,089	313,186	312,246	330,724	291,403	302,008	267,865
	確定	180,835	180,203	185,387	195,445	168,327	172,409	134,720
教材開発・普及活動	応募	1,098,720	1,105,972	948,013	934,821	873,279	930,051	503,791
	確定	230,138	226,551	276,570	266,914	324,184	198,636	91,867
合計	応募	4,461,277	3,763,799	3,340,771	3,209,728	2,808,302	3,258,877	2,736,446
	確定	1,457,826	1,400,811	1,462,136	1,429,156	1,457,616	1,349,329	1,202,270

表 7-3 助成金応募状況(団体種別)

団体種別	平成 23 年度		平成 24 年度		増 △ 減
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	応募団体数
財団法人・社団法人	221	9.0	218	8.6	△ 3
特定非営利活動法人	557	22.6	577	22.6	20
法人格を有しない団体等	1,682	68.4	1,754	68.8	72
合計	2,460	100.0	2,549	100.0	89

【経年比較】助成金応募状況(団体種別)

(単位:団体)

団体種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財団法人・社団法人	210	203	130	178	171	221	218
特定非営利活動法人	487	562	501	573	444	557	577
法人格を有しない団体等	1,923	1,991	1,930	1,853	1,572	1,682	1,754
合計	2,620	2,756	2,561	2,604	2,187	2,460	2,549

【経年比較】助成金応募状況(新規団体数)

(単位:団体)

団体種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規団体数	1,230 (46.9%)	1,134 (41.1%)	830 (32.4%)	839 (32.2%)	628 (28.7%)	792 (32.2%)	838 (32.9%)

(注)下段()の割合は、応募団体総数に対する新規団体数の割合である。

- ・ 助成金は、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく交付されているか。

(3)助成金応募団体の分布状況

平成24年度助成の応募件数を都道府県別に比較したところ、関西や北海道・東北地区の増加が目立った一方で、北陸や中国地区は減少が目立った。

東北地区の応募件数が増加した一つの要因としては、被災地の体験・読書活動を盛り上げるため、前年度に仙台市で募集説明会を開催したことが考えられる。

また、中国地区の応募件数が減少したことを踏まえ、募集説明会(平成25年度助成)を岡山市において開催した。説明会の参加者からは、「わかりやすい説明で、子どもゆめ基金のことがよく理解できた」「初めて参加したが、ぜひ申請したい」などの意見をいただいた。

都道府県別の応募状況を的確に把握・分析し、応募件数の少なかった東北地方において、募集説明会を開催し、前年度を上回る応募件数を確保しており、地域に偏りが無いよう取り組んでいることは評価できる。

- ・ 特色ある新たな取組、取組の裾野を拡げよう活動に交付されているか。

2. 助成金の交付

(1)助成金の交付状況(表7-4参照)

助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある取組や裾野を拡げよう活動を中心に助成するという基本方針で審査が行われた。

その結果、特色ある取組としては、次のような取組に対し助成を行った。

- ① 小学校4～6年生が、集団で協調しながら200kmを8日間自転車や徒歩で走破する体験をする一方、食事やテントの準備は自分で行うようにし、家族への感謝や生きる力を育もうとする取組
- ② 図書館の司書等を対象とした科学実験のスキル研修を実施し、

小学校4～6年生が8日間にわたり、200kmを自転車等で走破する一方、食事やテントの準備は自分で行うことをとおして、生きる力を育む事業を実施する取組などに助成を行うなど、特色ある新たな取組に対して的確に助成している。

また、新たな試みとして、団体の負担軽減と業務の効率化を図るため、「内定」の手続きを廃止したことや、申請機会の拡大と地域の草の根的な活動の拡大を図るため、年に2回の申請の機会を設けたこと、さらには「新子どもゆめ基金システム」導入に向けて取り組んでいることは評価できる。

実験を交えた読み聞かせを行うことで、子どもの知的好奇心を一層掻き立てようとする取組

また、裾野を拡げるような活動については、二次募集の成果とあいまって、平成 24 年度の「内定」のうち市区町村規模の活動が前年度から 190 件増加して 2,586 件へと拡大している。交付に係る件数と金額は、次のとおりである。

表 7-4 助成金交付状況(活動区分別)

(単位:件・千円)

助成対象活動区分	応募		内定		決定		確定	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
体験活動	3,988	1,964,790	2,963	1,214,789	2,783	1,124,187	2,682	975,683
読書活動	613	267,865	451	163,080	436	155,076	432	134,720
教材開発・普及活動	64	503,791	19	98,700	19	98,125	19	91,867
合計	4,665	2,736,446	3,433	1,476,569	3,238	1,377,388	3,133	1,202,270

(2) 事務手続きの見直し等に関する取組

助成金の交付においては、団体からの計画調書を審査し「内定」とした上で、別途申請書の提出を求め、正式に「交付決定」していたが、団体の負担軽減と業務の効率化を図るため、平成 25 年度助成から「内定」の手続きを廃止し、最初から「交付決定」をすることとした。

さらに、申請団体の利便性の向上と業務の効率化を図るため、電子申請にも対応した「新子どもゆめ基金システム」を導入することとし、平成 26 年度助成より稼働できるよう作業を進めている。

また、申請機会の拡大と地域の草の根的な活動の拡大を図るため、様式 B(市区町村規模の活動で、かつ交付申請額 30 万円以下)については、平成 25 年度助成から「前期」と「後期」に分けて年に 2 回募集することとした。

(3) 適正な助成に向けた取組

助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、86 件(84 団体)を抽出し調査を行った。調査結果は概ね適正であったが、一部の団体において領収書等を偽造する等の不正が発覚したため、交付の取り消しを行った。このほか、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。

また、団体への助成金の支給の適正化と不正に対する抑止力の強化を図るため、助成金の交付取り消しを受けた団体を最長 5 年間助成対象か

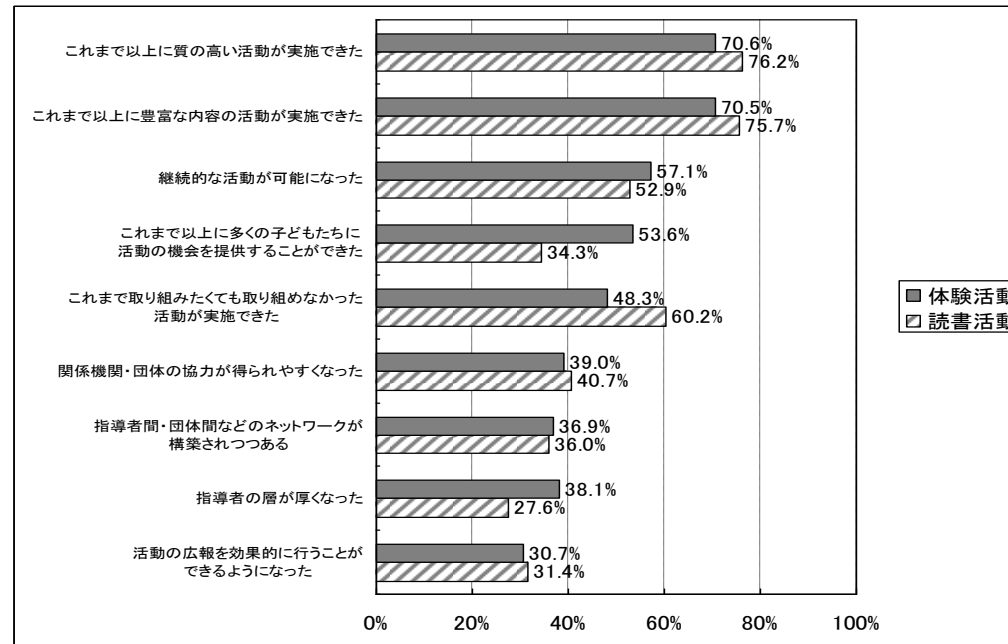
ら除外することとし、除外期間が5年間となった団体については、団体名と代表者名等を公表することができるよう助成金交付要領を改正し、上記の取り消しを受けた団体から適用した。

さらに、不正を招く一因となった領収書については、平成25年度助成より原本の提出を義務付けた。

(4) 助成金の成果・効果等(図7-5参照)

助成団体を対象に実施したアンケートでは、「専門的な指導者を招いて、普段できない活動が展開できた」「参加費を安く抑えられたことで、経済的に参加が難しい子どもや被災地の子どもも参加できた」「団体や活動の認知度が上がり、地域との関係性が構築できた」という意見が聞かれており、助成金の交付を受けたことによる効果が様々な面に表れていた。

図7-5 助成金の交付による効果【体験活動・読書活動】(複数回答)



【客観性・透明性の確保状況】

- ・ 選考手続き等に客観性や透明性が確保されているか。

助成金の交付に係る選考手続き等に関しては、下記の体制で実施した。

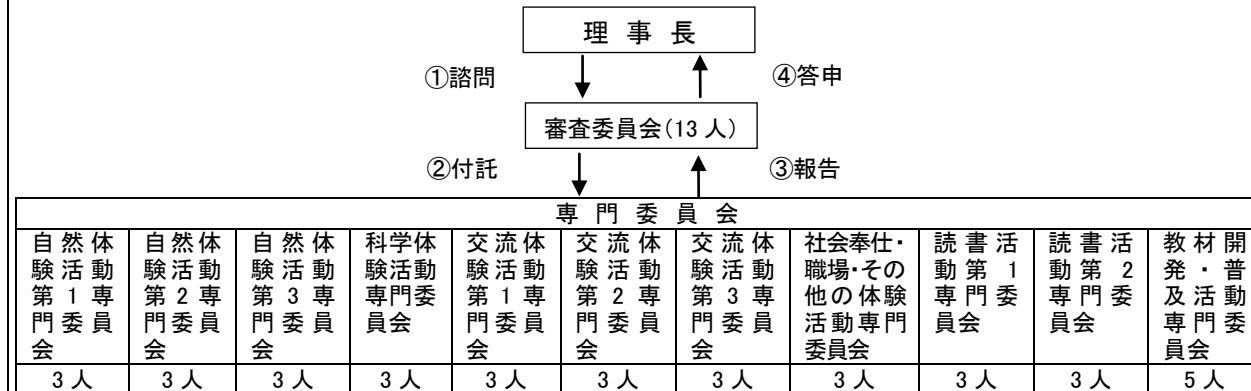
- ア. 審査委員会: 審査基準等を決定するとともに、各専門委員会の審議結果に基づき、採択する活動及び助成金額を審議し、

助成金の交付の選考手続きに係る審査については、審査委員会・専門委員会を設置し、客観性を確保するとともに、審査結果等をホームページに掲載するなど透明性の確保に引き続き努められている。

決定する。

イ. 専門委員会: 専門的見地から、助成金計画調書を審査し、助成対象活動の評価・評定を行う。

図 7-6 平成 24 年度審査委員会の審査体制



② 審査委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により2年となっている。平成24年度は、平成23年8月1日付けで改選された男性10人、女性3人の計13人の審査委員が審査に当たった。また、男性22人、女性13人の計35人の専門委員が専門的見地から助成金計画調書を審査した。

③ 平成24年度助成金交付に係る審査状況(表7-7参照)

審査委員会及び専門委員会の開催状況は、次のとおりである。

表 7-7 審査委員会等の開催状況

委員会名		開催日	主な審議事項
審査委員会		平成23年 8月25日	・助成金交付の基本方針
		平成24年 3月19日	・助成対象活動の採択
		平成24年 7月26日	・助成対象活動の採択(二次募集)
専門委員会	自然体験活動専門委員会	平成23年12月28日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成24年 2月10日	・助成対象活動の評定
		平成24年 2月20日 平成24年 3月 6日	
	科学体験活動専門委員会	平成23年12月20日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成24年 3月 7日	・助成対象活動の評定
	交流体験活動専門委員会	平成23年12月22日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成24年 2月 6日	・助成対象活動の評定
		平成24年 2月14日 平成24年 2月17日	
	社会奉仕・職場・その他体験活動専門委員会	平成23年12月16日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成24年 3月14日	・助成対象活動の評定
	読書活動専門委員会	平成23年12月19日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成24年 2月28日 平成24年 3月 1日	・助成対象活動の評定
教材開発・普及活動専門委員会	平成23年11月29日	・助成対象活動の審査の方法等	
	平成23年12月16日 平成24年 2月22日	・助成対象活動の評定	

【経年比較】審査委員会等の開催状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
審査委員会	1	2	2	2	3	4	3
部会	3	3	—	—	—	—	—
専門委員会	7	12	17	17	18	18	18
合計	11	17	19	19	21	22	21

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保に関する取組

① 審査状況等の公表

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針(選考基準)、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するとともに、都道府県教育委員会にも資料提供を行い、客観性・透明性の確保に努めた。

② 選考手続きの見直しに関する取組

「子ども向け教材開発・普及活動」の助成については、より質の高い教材に助成するため、平成 25 年度助成より申請団体によるプレゼンテーションを審査に加えた。専門委員からも、「従来の書類のみの審査と比べ、開発目的や内容がよりわかりやすく審査の参考になった」との評価を受けた。

また、採択した教材については、よりよい教材が開発されるよう、平成 25 年度助成から年度途中に進捗状況を確認し、必要に応じて指導・助言できるようヒアリングの機会を設けた。

【資金の確保、運用・管理の状況】

- ・ 民間企業等からの寄附金獲得のための活動が積極的に行われているか。

【資金の確保、運用・管理の状況】(第7章4. 7-6～7 ページ)

4. 資金の確保、運用及び管理の客観性

(1) 資金の拡大についての活動状況

① 出えん金の募集広報の状況

ア. 振替払込書付きの募金のチラシを 2 万部作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付し、募金広報を展開した。

イ. ホームページ、募金のチラシ、子どもゆめ基金ガイド、手提げ袋に加えて、新たにクリアファイルにも基金への募金依頼及び寄附者名を掲載することにより、多くの方々に募金広報と寄附者を紹介することとした。また、28,000 部作成した子どもゆめ基金ガイドに募金の振替払込書を綴り込み、募金広報を充実するとともに、寄附者への便宜を図った。

ウ. ホームページの寄附者一覧のページを毎月更新し、寄附していただいた企業や機関・団体、個人の名前を迅速に公表した。

エ. 教育施設に募金箱を設置し、募金箱に「子どもゆめ基金」のチラシや振替払込書付きの募金のチラシを設置し、教育施設の利用者を対象に募金の周知を図った。

オ. センター構内設置の清涼飲料水等の自動販売機の売り上げの一部を寄附金として受け入れている。平成 24 年度から新たに清涼飲

民間出えん金のさらなる獲得のために、各種取り組んでいることは評価できる。

料水販売会社と連携し、「子どもゆめ基金」の説明やキャラクターを表記した自動販売機を考案し、機構以外に設置した場合も同様に売り上げの一部を寄附金として受け入れることができるようにした。

カ. 民間のカード会社と契約し、ポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定し、寄附の拡充を図るとともに、「子どもゆめ基金」の周知を図った。

キ. 「子どもゆめ基金」の認知度を向上させるとともに、基金に対する一層の周知を図るため、以下の取組を実施した。

a. 「子どもゆめ基金」紹介リーフレットを作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付した。

b. 「子どもゆめ基金」、「読書・手伝い・外あそび」、「かがやく先輩からのメッセージ」、「体験の風をおこそう」、「早ね早おき朝ごはん」と印刷した絆創膏 5 枚セットに、「かすり傷は、子どもの勲章！」とのメッセージを添えて作成し、話題性のある広報を実施した。

② 資金の確保

上記の取組により、平成 24 年度においては、民間からの出えん金として 7,715,720 円(累計額 96,800,992 円)を確保した。

・ 資金の運用及び管理について、客観性及び透明性が確保され、安全性の高い金融商品等で運用し、適切に管理されているか。

(2) 資金運用の実施状況

民間からの出えん金の運用については、資金管理委員会において、元本の保証、高い運用益が確認された地方債券で運用しており、安全性と収入向上の両立を図っている。

資金の運用及び管理に当たっては、引き続き安全性と収入向上の両立に努めていただきたい。

【(中項目)1-6】

共通的事項

【評定】

A

H23	H24	H25	H26
A	A		

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第8章

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

上記の1～5に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、その特質に応じて、以下の事項を行う。

(1) 広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進するとともに、機構の業務内容の周知や各施設の研修利用の促進を図るため、事業等の目的・内容及び成果並びに各施設の情報などについて、インターネットやマスメディアの積極的な活用、刊行物等広報関係資料の配付や青少年教育に関連するデータベースの構築・更新などにより、一層効果的かつ戦略的な広報を実施する。

(2) 各業務の成果の普及

各業務の成果の普及を推進するため、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等に対して、以下の取組により、情報提供等の充実を行う。

- ① 開発したプログラムを公立の青少年教育施設等で活用できるよう汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫を行う。
- ② ホームページや各種資料、全国的・都道府県規模の会議、その他様々な機会を活用して、適時適切な情報提供を行う。
- ③ 各業務の成果の普及状況及び公立の青少年教育施設や関係機関・団体等のニーズなどを把握するため、各種情報収集を行う。

(3) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。

また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。

(4) 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、日常的に施設設備の安全点検を行う。また、事故等につながるような事例を蓄積し、各施設間で共有するとともに、安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守、職員等に対する安全指導に関する研修、利用者への安全指導の徹底等を行う。

(5) 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

青少年等の多様なニーズに応え、各業務を実施するため、内容に応じて、民間団体・企業等の参画を得て、事業等を行う。また、ボランティア等の参画機会の拡充を図るため、ボランティアの登録・研修を進めるとともに、各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組む。

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	2,139	1,991			
従事人員数(人)	336	335			

- 注1) 決算額については、各年度の他の項目の指標の合算である。
- 注2) 従事人員数については、各年度の指標における他の項目の人数を合算して記載した。
- 注3) 成果の普及及び広報については、複数部署にまたがるため、決算額・従事人員数を算出するのは困難である。
- 注4) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【広報の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットやマスメディアの活用がなされているか。 刊行物等広報関係資料の配布がなされているか。 	<p>【広報の状況】(第8章1.、8-1～3ページ) 「各業務に共通する事項の実施状況」</p> <p>1. 広報の充実</p> <p>機構は、各教育施設の利用促進を図るため、青少年教育の理解を増進させ、機構の取組の周知を図り、教育施設の利用や事業へ参加してもらうため、対象者に応じて様々な広報を実施している。</p> <p>平成24年度の業務実績として、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」運動、子どもゆめ基金などの普及啓発、体験活動プログラムの実施方法や留意点などを分かりやすくまとめた冊子「体験・遊びナビゲーター」等の広報関係資料の作成等を実施した。また、機構の取組の周知を図るため、新聞・雑誌への事業に関する記事連載、事業成果等のホームページでの提供、概要やリーフレット等の広報資料の配布を行った。</p> <p>さらに、教育施設の利用や事業参加を促進するため、直接訪問を基本に、郵送、ホームページ等により事業や利用案内などの広報資料を配布するとともに、普及啓発事業を実施した。</p> <p>これらの取組が一因となり、平成24年度の総利用者は、前年度に比べ5.6%増加し、500万人を突破することができた。</p> <p>(1)ホームページによる広報</p> <p>これまで教育事業の申し込みについては、電話、FAX等により受付をしていたが、平成24年度においては、事業申込者の利便性の向上を図るため、ホームページから事業の申し込みができるシステムを導入した。また、教育施設においては、近隣の青少年教育施設・団体等の事業を紹介するサイトの開設、体験活動関連団体との相互リンク、ホームページのリニューアルや更新回数の増加、メールマガジンの発行、職員によるブログなどホームページによる広報を充実させるとともに、空室状況やキャンセル情報を掲載するなどにより利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>平成24年度のホームページのトップページアクセス数は322,234件(前年度465,776件)であり、対前年度比で30.8%の減少となったが、平成22年度(307,228件)と比較すると4.9%の増加となっている。平成23年度は、機構として東日本大震災対応の一環として取り組んだリフレッシュ・キャンプを初めて実施したこと等により、平成22年度に比べ大幅な増加(51.6%)したのではないかと推測される。</p>	<p>様々なマスメディアを活用し、機構の取組内容や体験活動の重要性についての普及啓発や、各教育施設の研修利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>平成24年度は、体験活動プログラムの実施方法や留意点等をわかりやすくまとめた「体験・遊びナビゲーター」等の広報関係資料を作成し、配布した。</p> <p>また、機構の取組については、新聞・雑誌に事業に関する記事が掲載されるよう働きかけを積極的に行うほか、事業成果等をホームページで提供したり、概要やリーフレット等の広報資料の配付を行ったことは評価できる。</p> <p>ホームページのアクセス件数についても、平成23年度の大幅な増加は、東日本大震災関連事業のリフレッシュ・キャンプを実施したことによるものと考えられ、平成22年度と比較すると確実にアクセス数が増加していることは評価できる。</p>

【経年比較】機構本部ホームページのトップページアクセス数

(単位:件)

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
アクセス数	207,011	232,565	253,679	307,228	465,776	322,234

(2)メディアの活用

本部では、平成 24 年度に文部科学省の記者クラブを通じて 7 回のプレスリリースを行った。特に「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」の調査研究結果については、読売新聞や朝日新聞、日本経済新聞等において取り上げられた。また、日本教育新聞(日本教育新聞社)、教育ジャーナル(学研教育みらい)、朝日小学生新聞(朝日学生新聞社)、SYNAPSE[シナプス](ジアース教育新社)の 4 誌に継続的に各教育施設における事業の成果や募集などの情報を掲載した。特に朝日小学生新聞の「親子で自然体験！」のコーナーでは、10 月に田中理事長の自身の子どもの頃の体験や子どもたちに向けたメッセージが掲載された。さらに、平成 24 年 5 月と平成 25 年 3 月に、日本教育新聞の全面広告により「早寝早起き朝ごはん」運動及び「体験の風をおこそう」運動の周知を行った。

各教育施設においても、地方公共団体や関係団体をはじめ、地元のテレビや新聞、ラジオ、広報誌などに積極的に広報活動を展開し、その結果、事業の募集案内や活動内容の様子が取り上げられ、多くの教育事業参加者や利用者を集めることができた。

【取組事例】

吉備においては、「平成 24 年度チアフルデー～吉備の森感謝でえ～」の取組の様子が、山陽新聞がイベントなどの取材にきてその場で発行する号外版「さん太号外」として配布され、より多くの方々に事業の取組を広報することができた。

(3)青少年教育に関係する情報提供

① 青少年教育に関係するデータベース

機構ホームページの青少年教育情報ポータルにおいては、全国の青少年教育関係施設を紹介する「青少年活動場所ガイド」、各教育施設が実施した教育事業プログラム紹介する「教育事業プログラム検索」、青少年教育関係資料の書誌情報を紹介する「青少年教育情報センター図書検索」、調査研究報告書の全文データを掲載する「調査研究報告書検索」などを提供している。

公立・民間の青少年教育施設の事業運営に資する情報を収集し、データベース化を図ることは、青少年教育のナショナルセンターとして重要な役割である。引き続き、青少年教育に関連するデータベースの充実のため、必要に応じて更新を行うとともに、青少年教育に資する情報収集を行い、より効果的なデータベースの構築に取り組んでいただきたい。

- ・ 青少年教育に関連するデータベースの構築・更新がなされているか。

平成 24 年度は、「教育事業プログラム検索」については、各教育施設が開発した 266 プログラムを追加した。「青少年教育情報センター図書検索」については、青少年教育情報センターで収集した資料の書誌情報 2,194 件を追加した。「調査研究報告書検索」については、平成 24 年度に取りまとめた調査研究報告書を追加した。さらに、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」の単純集計やクロス集計、経年変化の結果について、グラフや表で提供できるようにした。

平成 24 年度の青少年教育情報ポータルアクセス数は 455,764 件（前年度 375,464 件）であり、対前年度比で 21.4%の増加となった。

② 青少年教育情報センター

現在、青少年教育情報センターに所蔵している書籍・資料は、国・地方公共団体及び青少年関係機関・団体等が発行する答申や事業報告書、調査研究報告書等の「行政資料・団体資料」（約 30,730 冊）、青少年教育や青少年心理、学校教育・社会教育等の青少年教育関係図書（和書約 33,770 冊、洋書約 3,250 冊）、青少年教育関係機関等が発行する定期刊行物等（約 170 誌、21,020 冊）、青少年教育関係の DVD 等の視聴覚資料（約 2,090 本）である。

平成 24 年度新たに購入・収集した蔵書等数は、2,194 冊（前年度 3,042 冊）である。主な内訳は、行政資料・団体資料等 654 冊（前年度 930 冊）、一般図書 350 冊（前年度 1,051 冊）、定期刊行物等 1,185 冊（前年度 1,048 冊）、視聴覚資料 5 本（前年度 13 本）であった。

また、平成 24 年度の入館者数は、20,459 人（前年度 17,186 人）であった。

(4) 広報関係資料の配布

本部では、平成 24 年度新たに、これまでホームページで提供してきた体験活動プログラム「体験・遊びナビゲーター」について、魅力的なプログラムを厳選し、実施方法や留意点をわかりやすくまとめた冊子を作成した。この冊子を公立青少年教育施設、教育委員会、青少年団体、図書館等に広く配布したところ、反響が大きく追加の送付依頼が多数寄せられたこともあり、一般の方々も利用することができるようホームページからダウンロードできるようにした。また、「体験の風をおこそう」運動のチラシ、「早寝早起き朝ごはん」運動のチラシや指導者向けガイド、子どもゆめ基金のガイドや

チラシ等の広報資料については、全国規模の会議やイベント等を通じて配布した。

各教育施設においては、幼稚園・保育所、学校、企業、スポーツ団体など対象別の利用促進チラシ、近隣の体験活動関連施設・団体との合同パンフレット、広報用 DVD や広報誌などを作成し、イベント時の配布や郵送とともに、職員が直接訪問して配布することを基本とした広報に特に力を入れて実施した。

【成果の普及の状況】

- ・ 開発したプログラムを汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫がなされているか。
- ・ 様々な機会を活用して、適時適切な情報提供が行われているか。

【成果の普及の状況】(第8章2.、8-3~4 ページ 表 8-1~2)

2. 各業務の成果の普及

機構の業務の成果等の活用・普及を図るため、活動プログラムや事業の運営方法等の成果について公立等の青少年教育施設に対し積極的に情報提供を行った。

活動プログラムの開発に当たっては、公立施設等においても活用したり普及したりできるようにするため、事業の企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にして取り組んだ。

(1) 成果を普及するための取組(表 8-1 参照)

開発した活動プログラムや、特色ある研修支援プログラム等を公立施設等に普及するため、延べ 51 教育施設が 80 件(対前年度比 18 件増)の報告書等を 109,947 部(対前年度比 67,515 部増)作成・発行し、全国の青少年教育施設、教育委員会等に配布した。

ホームページには、報告書を掲載するとともに、各教育施設で開発した活動プログラムの紹介や、教育施設周辺の情報提供など 58 件(対前年度比 10 件増)の情報を掲載した。

また、成果の普及に当たっては、報告書を作成し配布先の関係機関等を明確にした計画的な配布を行ったほか、全国 5 ブロックで実施する公立青少年教育施設等を対象とした「青少年体験活動フォーラム」や「全国青少年教育施設研究集会」において、目的毎に分科会を設置して実践報告等を行うなど、フォーラムや研究会等の機会を活用した。

なお、公立青少年教育施設等への情報提供のための報告書等の作成状況は表 8-1 のとおりである。

活動プログラムの開発については、報告書を作成し、発行部数も対前年度比 67,515 部の増加となるなど、青少年教育施設・教育委員会等への配布を確実に強化しているほか、ホームページに掲載を行っており、適時適切な情報提供に取り組んでいる。

表 8-1 報告書等の作成情報

区 分	作成件数	作成施設数	総発行部数	HP 掲載数
単一の事業実施報告書	47	18	5,710	37
実施事業を取りまとめた報告書	14	14	7,265	7
所報等に事業概要を記載した報告書	10	10	11,409	7
パンフレット等の簡易な報告書	5	5	80,856	3
その他	4	4	4,707	4
合 計	80	51	109,947	58

【経年比較】事業報告書作成件数及び刊行部数

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
作成件数	74	54	55	69	47	62	80
総発行部数	82,330	63,750	48,123	75,625	48,503	42,432	109,947

(2) 成果の普及状況(表 8-2 参照)

【取組事例】

信州高遠においては、「タイニーキャンプ」(年間 5 回実施)として実施している小学校低学年を対象とした宿泊体験プログラムの普及を図るため、公立青少年教育施設職員の視察を受け入れたほか、別の公立青少年教育施設に出向き指導方法等について説明を行った。平成 24 年度は、4 公立施設(長野県立 2 施設及び山梨県立 2 施設、対前年度比 1 施設増)で実施した。なお、平成 25 年度は愛知県の公立施設で実施の予定である。

公立施設等における平成 24 年度の活用状況は表 8-2 のとおりである。

表 8-2 公立施設等での活用状況

活 用 内 容	実施教育施設数	実施件数
ア 教育施設で開発したプログラム※が、公立施設等で活用・実施された	9	24
イ 教育施設で開発した活動プログラム※が、公立施設等で活用・実施された	3	4
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	6	17
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	4	7
オ その他	2	5
計	24	57

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という

【経年比較】事業の公立施設等での活用状況

成 果		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	6	5	10	11	9
	件数(件)	12	12	11	30	24
イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	8	8	9	4	3
	件数(件)	13	16	22	5	4
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	5	5	3	6
	件数(件)	8	6	5	6	17
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	7	2	5	4	4
	件数(件)	12	3	56	7	7
オ その他	教育施設数	2	3	3	2	2
	件数(件)	2	109	18	7	5
合 計	教育施設数	27	23	32	24	24
	件数(件)	47	146	112	55	57

- ・ 成果の普及状況や公立施設・関係機関・団体等のニーズ把握のための各種情報収集が行われているか。

(3) ニーズの把握等各種情報収集

各教育施設においては、教育事業の企画立案の際に利用者のニーズや施設の立地条件を踏まえて情報収集を行っている。

公立施設等における活用状況を把握することは、青少年教育のナショナルセンターとしての重要な役割の一つであり、利用者のニーズや活用事例を収集する取り組みについて引き続き努めていただきたい。

【点検・評価の状況】

- ・ 対象者や団体に対するアンケート調査が的確に実施され、その結果が随時改善に活かされているか。
- ・ 業務全般に関する自己点検・評価や、第三者による外部評価が実施され、評価結果が業務の改善に反映されているか。

【点検・評価の状況】(第8章3.、8-4~6 ページ 表 8-3~6)

3. 各業務の点検・評価の推進

(1) アンケート調査の実施と業務改善への反映状況

① アンケート調査の概要

教育機能と利用者サービスの一層の向上を図るため、利用団体の代表者を対象とするアンケート調査を全教育施設で実施した。

アンケート調査では、満足度を把握するとともに、自由記述や聞き取りにより不満要因を把握し、改善に努めた。

アンケート調査で満足度を把握するだけでなく、不満要因の分析を行い、改善を図っていることは評価できる。引き続き、アンケート調査結果の分析を行い、高い満足度を維持するとともに、小さな指摘(コメント)にも細心の注意を払い、不満要因を改善するよう利用者サービスの向上に取り組んでいただきたい。

② アンケート調査の結果

ア. 総合的な満足度について(表 8-3 参照)

アンケート調査の回答数は 18,386 件で、「満足」と「やや満足」を合わせると 99.0%(対前年度比 0.3 ポイント増)であり、中期目標に掲げられた「平均 80%以上」の目標値を上回った。(4-1 頁参照)

機構本部及び各教育施設において、自己点検・評価の取り組みが着実に実施されている。本部において自己点検・評価報告書としてまとめ、外部有識者からなる機構評価委員会による評価を受け、指摘事項のフォローアップによる業務改善に取り組んでいる。

表 8-3 総合的な満足度

質 問 項 目	満 足	やや満足	やや不満	不 満
教育施設を使用しての総合的な満足度	15,579 件	2,628 件	162 件	17 件
	84.7%	14.3%	0.9%	0.1%
	99.0%		1.0%	

イ. 教育施設の利用に伴う満足度について(表 8-4 参照)
 全体の満足度以外の項目の満足度は、表 8-4 のとおりである。

表 8-4 教育施設の利用に伴う満足度

質 問 項 目	満 足	やや満足	やや不満	不 満
事前の情報提供	13,642 件	3,584 件	213 件	30 件
	78.1%	20.5%	1.2%	0.2%
	98.6%		1.4%	
職員等の教育的支援	15,983 件	2,151 件	205 件	30 件
	87.0%	11.7%	1.1%	0.2%
	98.7%		1.3%	
職員の電話や窓口での対応	10,761 件	1,937 件	122 件	16 件
	83.8%	15.1%	1.0%	0.1%
	98.9%		1.1%	
活動プログラム	16,963 件	1,492 件	131 件	21 件
	91.2%	8.0%	0.7%	0.1%
	99.2%		0.8%	

(注)活動プログラムはセンターを除く

【経年比較】アンケート実施結果の満足度

質問項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総合的な満足度	97.7%	98.1%	98.3%	98.6%	98.7%	98.7%	99.0%
事前の情報提供	96.3%	96.8%	97.2%	97.6%	97.8%	98.3%	98.6%
職員等の教育的支援	97.1%	97.1%	97.5%	98.1%	98.1%	98.3%	98.7%
職員の電話や窓口での対応	97.9%	98.3%	98.5%	98.8%	98.9%	99.0%	98.9%
活動プログラム	97.4%	98.1%	98.2%	98.3%	98.4%	98.6%	99.2%

ウ. 教育施設の利用情報について(表 8-5 参照)
 教育施設を利用したきっかけについては、「以前から利用している」が最も多く70.7%を占め、次いで「ホームページ」が(9.9%)、「利用者から話を聞いて」が(8.3%)などの順となっている。

表 8-5 「教育施設を利用したきっかけ」の回答結果(複数回答)

項 目	回答件数	割 合
以前から利用している	13,409	70.7%
ホームページを見て	1,878	9.9%
利用者から話を聞いて	1,572	8.3%
他団体の研修に参加して(学校で利用して)	899	4.7%
パンフレットを見て	359	1.9%
教育施設の企画事業に参加して	112	0.6%
新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・広報誌等	88	0.5%
各種報告書などの出版物	89	0.5%
その他	546	2.9%

(注)センターを除く。

③ 利用者サービス向上の主な取組状況(表 8-6 参照)

利用者の意見や要望等を取り入れて改善した事例は、表 8-6 のとおりである。

表 8-6 利用者の要望・意見を取り入れて改善した事例

要 望 ・ 意 見	改 善 点
利用した施設を清掃したいので、洗面台に磨くスポンジと鏡を拭くタオルを置いてほしい。	各宿舎の洗面台ごとに、清掃用スポンジと雑巾(タオル)を設置した。
前回利用時と違う活動を取り入れてみたいので、ホームページで紹介されている活動プログラムのうち、マイナーな軽スポーツについては詳しいルールを掲載してほしい。	掲載している軽スポーツに関するルールを順次掲載した。併せて、その他の活動プログラムの説明について見直しを図った。
食堂に幼稚園児が使える箸があると便利である。	いつでも使えるように幼児用の箸を用意し、幼稚園や保育園等の利用状況に応じて、箸置き棚に準備するようにした。
活動プログラムの説明がやや長く、子どもたちの集中が途切れやすいので、工夫してほしい。	安全指導や用具類の説明など必要なことを精選して説明するとともに、専門職で相互に団体への説明の様子を観察し、専門職会議の中で課題を見つけて改善を図った。

(2)業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

各教育施設においては、業務実績シートを作成し、当該年度における自己点検・評価を行うとともに、本部に対し業績を報告している。本部においては、業務活動等の状況について、自己点検・評価を行い、その内容について自己点検・評価報告書にまとめている。

(3) 第三者による外部評価とその結果を活かした業務改善

機構においては、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価を受けるに当たって、業務活動等の状況について自己点検・評価を行い、外部有識者からなる機構評価委員会において、評価いただいている。委員からの指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。

【安全性の確保の状況】

- ・ 日常的に施設設備の安全点検が実施されているか。

【安全性の確保の状況】(第8章4.、8-6～7 ページ)

4. 各業務における安全性の確保

(1) 日常的な施設整備の安全点検の実施状況

「独立行政法人国立青少年教育振興機構危機管理基本方針」を踏まえ、教育施設における「危機管理マニュアル等の作成指針」を定めており、教育施設は、その実情に即して危機管理マニュアル等の整備、必要な事項の整理を行うとともに、日常的な施設整備の点検実施をはじめ、フィールドに関する情報収集や実地踏査の実施等利用者の安全の確保に努めているほか、外部機関が主催する、応急救護や消火・消防、危険物取扱、安全運転・衛生などに関する講習等への参加を通じ、職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上を図っている。

本部においては、特に梅雨や台風、降雪の時期における防災体制の強化について適時適切に教育施設へ周知し、利用者の安全確保や施設設備の安全点検に関する徹底を図ったほか、機構の緊急連絡網等の連絡体制を随時更新し、教育施設を含めた幹部職員・関係者への情報共有を図り、危機発生時対応の徹底を図った。また、今後、大規模災害発生時における食料・飲料等の備蓄対応等について検討する必要があることから、状況把握のための調査を実施した。

- ・ ヒヤリ・ハット事例の蓄積、施設間での共有がなされ、公立施設等外部の機関に対して、体験活動の安全性の確保に関する発信がなされているか。

(2) ヒヤリ・ハット事例の蓄積・共有、外部への発信

本部においては、各教育施設において発生した利用者に関わる事故事案を収集し、平成 23 年度に「事故事例集」として編さんした冊子を関係機関等に配布している。平成 24 年度においても同様に各教育施設から事故事案を収集するとともに、新たに事故事案発生状況の統計を追加し、事故件数を宿泊利用、日帰り利用ごとに集約した。

機構本部及び各教育施設とも、日常的な施設整備の安全点検の取り組みが実施されている。

「事故事例集」を編さんし、国公立の青少年教育施設に対し配布を行っている。今後も、必要な情報の更新や、さらなる注意喚起を促すよう取り組んでいただきたい

・ 安全マニュアルの整備・充実やその遵守に取り組みられているか。

・ 職員研修、利用者への安全指導の徹底が行われているか。

【民間団体等の参画状況】

・ 民間団体・企業等の参画を得た事業等が実施されているか。

(3)安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守

教育施設が作成している「危機管理マニュアル」及び平成 21 年度に策定した「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」については、平成 24 年度も継続して日々これを見直し、指導方法や施設設備の安全管理方法について、必要に応じた改定を逐次行うとともに、その情報を本部にて集約した。

【利用者への安全指導の徹底】

利用者に対し、入所や朝夕のつどい、活動プログラム説明時などに安全な活動や留意点の話をしたり、プログラム実施時に用具の使い方や動植物の危険性などの説明をしたりする等、安心安全に関する指導を日頃より行っている。

【民間団体等の参画状況】(第8章5. 8-7~9 ページ 表 8-7~9)

5. 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

(1)民間団体・企業の参画を得た事業(表 8-7 参照)

各教育施設においては、教育事業の実施に当たって、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携して実施している。平成 24 年度においては、国や都道府県・市町村をはじめ関係機関・施設・団体等と連携し、58 事業を共催で実施した。

表 8-7 共催事業の実施状況

機関・団体区分	延べ事業数	実施事業例
都道府県教育委員会	5	長崎県公立学校初任者研修(諫早)
市町村教育委員会	15	われら瀬戸内探偵団(江田島)
青少年教育施設	12	大草原わんぱく親子塾(阿蘇)
大学等高等教育機関	11	野外体験リーダー研修(諫早)
青少年教育関係機関・団体等	20	岩手山自然とあそぼ(岩手山)
合計	63	

(注)1 事業に複数の機関が共催しているため、実事業数は 58 事業である。

【取組事例①】Kid's Together えいご de キャンプ in テンパーク

岩手山においては、東日本大震災の被災地である岩手県沿岸部の子どもに、外国人ボランティアとの体験活動を通じて心身のリフレッシュ

「危機管理マニュアル」及び「安全対策マニュアル」について、引き続き、指導方法など、内容の充実を図るために取り組んでいただきたい。

利用者等に対する安全指導を確実に実施している。

各教育施設で実施する教育事業は、企画段階から民間団体・企業等と連携して着実に企画・実施されている。

と国際交流の機会を持ってもらうことを目的に、「Kids Together えいご de キャンプ in テンパーク(サマーキャンプ、『HSBC フェスティバル 世界と出会う2日間』)」を実施している。

この事業は、HSBC(香港上海銀行)、NPO 法人 NICE、陸前高田市教育委員会の共催により実施し、150 人が参加した。HSBC の様々な国籍の外国人社員らがボランティアとして関わり、英語を用いた野外活動やコミュニケーションをテーマにしたゲーム等の体験活動等を通して交流を行った。

この取組は、NPO 法人パートナーシップサポートセンターより、優れた連携事業として「第9回日本パートナーシップ大賞 パートナーシップ賞」を授与された。

【取組事例②】日中韓子ども童話交流事業

本部においては、日本、中国、韓国の3か国の小学校4~6年生100人が協力して独自の絵本づくりを行うことを通じて交流する国際交流事業を実施している。第8回目までは日本で行っていたところ、第9回目より3か国で巡回して開催を行うこととなり、第9回目の中国開催に引き続き、第10回目は韓国で開催し、3か国での巡回開催を実現することができた。韓国は行政機関の他にユネスコ・アジア太平洋国際理解教育院が担当し、慶州とソウルを会場に6泊7日の国際交流事業を実施した。中国の「中国関心下一代工作委员会」と日本が共催で協力し、参加者募集や事業運営などで連携して事業の充実を図った。

・ ボランティアの登録・研修が進められているか。

(2) ボランティアの登録・研修の状況

① 法人ボランティアの登録と活動状況(表8-8参照)

教育施設においては、青少年教育の一環として青少年等を対象に、共通カリキュラムのもと、ボランティア養成事業を実施している。

同養成事業を修了し、機構が実施する事業の運営や指導の補助等の活動を希望し、平成24年度に登録したボランティア(以下「法人ボランティア」という。)は、2,051人(対前年度比216人増)であった。このうち、活動に携わったのは、延べ5,490人(対前年度比1,040人増)であった。

ボランティアの登録者数は前年度を上回っているほか、その資質・能力の向上を図る研修を着実に実施している。

表 8-8 法人ボランティアの登録及び活動状況

登録者数	事業	事業別活動延人数	活動延総人数
2,051(1,835)	教育事業	4,268(3,701)	5,490(4,450)
	研修支援	136(151) (注)	

(注 1) () の数値は前年度の数値である。

(注 2) 研修支援における延べ人数は、法人ボランティア 1 名が 1 日活動を指導した場合を「1 人」として集計。

【取組事例】

江田島においては、ボランティア養成研修を受講した学生等が自主的に集まり、青年ボランティアグループ「カッターズ」として活動している。

「カッターズ」は、施設職員の指導・助言のもと、小学生 4 年生から中学 3 年生を対象とした事業を企画し、年 4 回、延べ 11 日間の「カッターズキャンプ(春・夏・秋・冬)」を実施した。

その結果、子どもたちの体験活動を指導するリーダーとしての資質、指導力及び実践力を養うことができただけでなく、子どもたちに寄り添いながらキャンプを進めていくことによって、ボランティア自身の人格形成や成長の場にもなった。

② 法人ボランティア研修の実施状況

教育施設においては、法人ボランティアの資質・能力の向上と教育事業の円滑な運営を図る目的でボランティア研修を行っている。

主に教育事業等の事前研修として実施しており、研修内容は安全に関すること、野外活動・創作活動の技術等に関することが多い。

(3) 社会教育実習生の受入れ状況(表 8-9 参照)

社会教育実習生については、学生が社会教育主事等の資格や、社会教育の指導者としての専門的な知識・技術を習得することを目的として、21 教育施設で 18 大学から延べ 195 人を受け入れた。

また、実習の効果を高めるため、各実習生に企画指導専門職をほぼマンツーマンで配置した。

表 8-9 社会教育実習生の受入れ状況

区 分	受入大学数	受入延べ人数(人)
社会教育実習生	18	195

【経年比較】社会教育実習生の受入れ状況

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
社会教育実習生受入	受入大学数	26	28	20	24	21	22	18
	受入延べ人数(人)	203	176	147	181	165	173	195

【取組事例】

磐梯においては、筑波大学、大正大学からの社会教育実習生を受け入れ、青少年教育施設の現状と課題等について研修を行うほか、「我ら、地球人！磐梯ジオキャンプ」「自然体験指導者養成事業全体指導者研修」の事業準備に関わり、実務体験を含む実習を行った。

- 各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組まれているか。

(4) 専門的な指導者の参画を得た事業の実施

機構においては、教育事業を実施に当たって、民間団体、NPO等の各分野の指導者及び専門家の参画を得て実施している。

各教育施設で実施する教育事業は、企画段階から各分野のNPO等の専門家や指導者等と連携して着実に企画・実施されている。

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)2-1】	業務の効率化	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)一般管理費等の削減</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に15%以上の縮減を行うとともに、業務経費についても、中期目標期間中に5%以上の縮減を行う。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p> <p>(2)給与水準の適正化</p> <p>役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。</p> <p>また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。</p> <p>(3)外部委託の推進及び契約の適正化</p> <p>効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運營業務について、点検・整理を徹底し、民間委託を推進する。また、業務ごとに分割委託しているものについては、包括委託を推進する。</p> <p>また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、「随意契約等見直し計画」に沿って、随意契約や一者応札・一者応募の見直し、複数年契約の積極的な導入等により契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>さらに、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。</p> <p>(4)業務の電子化の推進</p> <p>業務を効率的に行うため、業務運営の情報化・電子化を推進するとともに、情報セキュリティを高めるため、情報セキュリティポリシーの不断の見直しを行うとともに、そのポリシーに則した運用・改善を行う。</p> <p>(5)保有資産の見直し</p> <p>保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適切性についての検証を行い、適切な措置を講じる。</p>		H23	H24	H25	H26
		A	A		
実績報告書等 参照箇所					
業務実績報告書 第9章					

評価基準	実績	分析・評価																																				
<p>【一般管理費等の削減状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過年数に応じた削減が順調か。また、法人の取組は適切か。 	<p>【一般管理費等の削減状況】(第9章1.(1)、9-1 ページ 表 9-1) 「業務運営の効率化の状況」</p> <p>1. 業務の効率化</p> <p>(1)一般管理費等の削減</p> <p>毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の縮減・効率化等について計画的に行っているところである。</p> <p>一般管理費及び業務経費については、中期計画において、利用者の安全確保に配慮しつつ「一般管理費 15%以上、業務経費 5%以上の縮減を行う。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮する」としている。中期計画を踏まえた平成 24 年度計画においては、「平成 22 年度と比較して一般管理費(安全確保に関する保守・修繕費等を除く)については 6%以上、業務経費(基金事業費を除く)については 2%以上の削減を行う」としている。</p> <p>平成 24 年度においては、利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費については 17.3%削減、業務経費については 2.0%と削減しており、目標を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="667 794 1361 1082"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>22 年度実績</th> <th>24 年度実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費含む)</td> <td>3,092,948</td> <td>2,558,840</td> <td>△17.3%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>1,272,143</td> <td>1,188,054</td> <td>△6.6%</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>1,820,805</td> <td>1,370,786</td> <td>△24.7%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>2,213,361</td> <td>2,169,997</td> <td>△2.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,306,309</td> <td>4,728,837</td> <td>△10.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1)人件費には、非常勤職員給与等を計上していない。 (注 2)安全確保に関する経費及び基金事業費を除く。</p> <p>【経年比較】一般管理費及び業務経費の削減</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="667 1262 1346 1378"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>3,092,948</td> <td>2,493,818</td> <td>2,558,840</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>2,213,361</td> <td>2,177,644</td> <td>2,169,997</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記数字は決算額である。</p>	区 分	22 年度実績	24 年度実績	削減割合	一般管理費 (人件費含む)	3,092,948	2,558,840	△17.3%	一般管理費 (人件費を除く)	1,272,143	1,188,054	△6.6%	人件費	1,820,805	1,370,786	△24.7%	業務経費	2,213,361	2,169,997	△2.0%	合計	5,306,309	4,728,837	△10.9%	区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	一般管理費	3,092,948	2,493,818	2,558,840	業務経費	2,213,361	2,177,644	2,169,997	<p>一般管理費については平成 24 年度計画で定められた目標を大きく上回る削減を行っており、中期計画期間内に「一般管理費 15%以上、業務経費 5%以上の縮減を行う」とする計画が順調に進められていることは評価できる。</p>
区 分	22 年度実績	24 年度実績	削減割合																																			
一般管理費 (人件費含む)	3,092,948	2,558,840	△17.3%																																			
一般管理費 (人件費を除く)	1,272,143	1,188,054	△6.6%																																			
人件費	1,820,805	1,370,786	△24.7%																																			
業務経費	2,213,361	2,169,997	△2.0%																																			
合計	5,306,309	4,728,837	△10.9%																																			
区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																																			
一般管理費	3,092,948	2,493,818	2,558,840																																			
業務経費	2,213,361	2,177,644	2,169,997																																			

<p>【給与水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 <p>【諸手当・法定外福利費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 <p>【会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか（特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの）。 <p>【契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。 	<p>【経費の削減に向けた主な取組】</p> <p>契約の包括化、複数年化、仕様の見直し等による外部委託費及び保守費等の削減、物品等の購入における安価な調達、購入数量の精査による消耗品費や備品費の削減</p> <p>【ラスパイレス指数(平成24年度実績)】(第9章1.(3)①、9-2 ページ)</p> <p>役職員の給与体系・給与水準については、平成 18 年度の国家公務員の給与構造改革を踏まえ、経過措置を含め「一般職の職員の給与に関する法律」等に準じて取り扱っている。また、平成 24 年度については、国家公務員の退職手当の見直し及び臨時特例法に準じて、退職手当・給与の引き下げ改定を実施した。</p> <p>当機構のラスパイレス指数(対公務員)は 98.9 である。</p> <p>【経年比較】ラスパイレス指数(対国家公務員)</p> <table border="1" data-bbox="674 614 1939 695"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラスパイレス指数</td> <td>94.7</td> <td>97</td> <td>96.1</td> <td>95.6</td> <td>95.1</td> <td>95.4</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福利厚生費の見直し状況】(第9章1.(3)②、9-2 ページ)</p> <p>諸手当に関して、国と同等の手当てとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。</p> <p>また、福利厚生に関して、レクリエーション経費の支出はなく、法定外福利費の支出は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用である。</p> <p>【公益法人等に対する会費等支出実績】</p> <p>当機構監事監査要綱に基づき、監事は業務及び会計の監査を、毎年、監事監査計画に基づいて実施している。</p> <p>また、一公益法人等への会費支出が年間 10 万円を超えるものについては、当機構ホームページ等において公表することとしているが、平成 24 年度においては、該当実績はない。</p> <p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】(第9章1.(4)、9-2～4 ページ表 9-4～5)</p> <p>契約に関する規程は、「文部科学省所管独立行政法人の少額随意契約基準額の見直し」(平成 18 年 11 月 24 日文部科学省会計課政府調達室)</p>	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	ラスパイレス指数	94.7	97	96.1	95.6	95.1	95.4	98.9	<p>役職員の給与水準については、国家公務員給与に準じており、ラスパイレス指数は、98.9 となっている。</p> <p>平成 24 年度については、国家公務員の退職手当の見直し及び国家公務員給与臨時特例法に準じて、退職手当・給与の引き下げ改定を実施したことは、評価できる。</p> <p>諸手当、法定外福利費ともに、問題のある点はない。</p> <p>契約方式、契約に係る規程類については、国と同様の取扱いとなっており、適切である。</p>
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度											
ラスパイレス指数	94.7	97	96.1	95.6	95.1	95.4	98.9											

に基づき、随意契約によることができる予定価格の金額を、「国の予算決算及び会計令」(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)と同額としており、これらの規程に基づいた運用を行っている。

- ・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。

【執行体制及び審査体制】

契約担当部署である財務課調達管理室において、本部及びセンターの全契約案件及び地方教育施設の予定価格が 100 万円を超える契約案件(100 万円以下の随意契約基準額を超えるものを含む)について一元的に契約事務を実施している。

なお、予定価格が 100 万円を超える契約案件(100 万円以下の随意契約基準額を超えるものを含む)については、財務課内の契約担当部署ではない財務課財務企画係において内部審査を行っている。

【契約監視委員会の審議状況】(第9章1. (4)③、9-3 ページ)

平成 24 年度における随意契約の状況及び一般競争入札等における競争性の確保の状況については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会において、点検を行った。

契約事務手続に係る執行体制、審査体制については、財務課調達管理室が契約事務を一元的に実施し、財務課内の調達管理室以外の担当においての審査・決裁を実施することで、契約事務の効率的な執行及び適切な審査を行う体制が整備されていることが確認できた。

【随意契約等見直し計画】

- ・ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

区 分	①平成 20 年度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)		③平成 24 年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	234	3,569,549	248	3,624,166	99	1,197,017	△149	△2,427,149
競争入札	211	2,835,373	245	3,557,584	96	1,186,273	△149	△2,371,311
企画競争、公募等	23	734,176	3	66,582	3	10,744	0	△55,838
競争性のない随意契約	60	552,962	46	498,345	67	619,119	21	120,774
合 計	294	4,122,511	294	4,122,511	166	1,816,136	△128	△2,306,375

※各年度における件数及び金額は、複数年契約などにより契約締結年度でないものについては集計していない。

【原因・改善方策】(第9章1. (4)③、9-3 ページ)

競争性のない随意契約の状況

平成 24 年度において随意契約を行った契約は次の 67 件であった。

- a. 土地の借料、光熱水料など契約の性質及び目的からは競争に馴染まないもの 54 件

随意契約の見直しについては、計画どおり進捗しているとともに、契約監視委員会からも特段の指摘を受けていないことを確認した。

- b. 契約相手方が著作権を保有する者に限られるなど契約の性質及び目的が競争を許さないもの 11 件
- c. 業務を遂行するにあたり、不測の事態が生じ、緊急に契約を締結する必要があり、競争に付することができなかったもの 2 件

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。
- ・ 一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方は妥当か。

【再委託の有無と適切性】(第9章1. (4)④、9-4 ページ)

平成 24 年度において、再委託をしている契約案件はなかった。

【一者応札・応募の状況】(第9章1. (4)③、9-3~4 ページ)

一般競争入札等の競争性のある契約の状況
 平成 24 年度において、競争性のある契約を行った契約は 99 件であった。このうち、一者応札・応募の案件は 36 件であり、競争性のある契約全体の件数に占める割合(36.4%)は、平成 20 年度(38.5%)に比べ低下した。

再委託している契約案件はなく、問題ない。

一者応札・応募となっている契約は 36 件であった。この 36 件については、その原因を検証し、競争が成立しがたいものであった。契約監視委員会の点検においても、上記 36 件について、特段問題がある契約はなかったものである。引き続き、検証結果を踏まえつつ、競争性、透明性の確保等に取り組んでいただきたい。

区 分	①平成 20 年度実績		②平成 24 年度実績		①と②の比較増減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	234 件	3,569,549	99 件	1,197,017	△135 件	△2,372,532
うち、一者応札・応募となった契約	90 件	2,017,418	36 件	498,039	△54 件	△1,519,379
一般競争契約	82 件	1,472,615	33 件	487,295	△49 件	△985,320
指名競争契約	0 件	0	0 件	0	0	0
企画競争	8 件	544,803	0 件	0	△8 件	△544,803
公募	0 件	0	3 件	10,744	3 件	10,744
不落随意契約	0 件	0	0 件	0	0	0

【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】

(第9章1. (4)②、9-3 ページ)

平成 23 年度に行った契約のうち、一者応札・一者応募だった案件について、外部有識者等による契約監視委員会等で示された具体的な意見を踏まえ、公告期間の十分な確保(20 日以上)、入札参加要件の緩和及びホームページによる契約情報の提供等に取り組むとともに、仕様の策定に当たっては、案件ごとに事前の市場調査や、事業担当部署との打合せを充分

に行い、業務内容を明確に示し、競争性・透明性の確保に努めている。

また、見直しの結果、業務を請け負える同業他社が存在しないなど競争が成立しがたいと考えられる案件については、随意契約への移行を前提とした事前確認公募を実施している。

【関連法人】

- ・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。

【関連法人の有無】(第9章1. (4)⑤、9-4 ページ)

機構は、関連法人を有していない。

関連法人を有していないので問題ない。

【電子化の推進状況】

- ・ 業務運営の情報化・電子化が推進されているか。

【電子化の推進状況】(第9章1. (5)、9-4~5 ページ)

① 教育施設で使用している事務用電算機システム(パソコンとサーバ)の老朽化に対応するため、23 施設のサーバ 23 台、5 施設の事務用パソコン 75 台の入替を行った。

事務用パソコンの更新やネットワーク回線の見直しを行い、情報インフラの充実化に取り組んでいる。

② 事務用ネットワーク回線について、回線速度の向上が期待できる本部及び 6 教育施設(乗鞍、信州高遠、吉備、三瓶、山口徳地、沖縄)の見直しを行い、平成 24 年度は、三瓶で回線速度の向上(128KB→3MB)を図った。

- ・ 情報セキュリティを高めるための取組が行われているか。

③ 情報セキュリティポリシーについては、引き続き適正な管理に努め、今後の情報化の推進状況を踏まえながら、必要に応じて見直すこととする。なお、電子化の推進により利便性が向上する一方、情報管理を徹底する必要があることから、各教育施設の情報管理体制について確認した結果、所長や次長のもと、適切な管理体制が構築されていることを確認した。また、情報セキュリティ対策に関する職員の意識向上のため、「個人情報保護」、「情報公開制度」等と関連させた体系的な理解を深めるための研修を実施した。

情報セキュリティについては、各教育施設において、所長・次長のもと、適切な管理体制が構築されていることを本部が確認している。引き続き、情報化の推進状況を踏まえながら、必要な見直しに取り組んでいただきたい。

④ 基幹業務システムの一つである「利用団体管理システム」について、利用申込者の利便性向上、職員の事務処理の簡素化、利用実績等の適時適切な取得を可能とするため新規に開発し、平成 24 年 12 月に運用を開始した。

【実物資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。
- ・ 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。
- ・ 「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舎戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。

(資産の運用・管理)

- ・ 実物資産について、利用状況が把握され、

【実物資産の保有状況】(第9章1.(6)①ア、9-5 ページ)

法人の目的を達成するための業務として、機構法第 11 条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物(延べ床面積: 451,800 m²、資産額: 563 億 24 百万円、宿泊定員: センター1,500 人、その他の教育施設は 160 人~500 人)、土地(延べ面積: 292,364 m²、資産額: 369 億 63 百万円)を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。

これらの具体的な見直しとして、保有地及び借地について未使用地の特定とその活用方策について調査を行い、沖縄における借地の一部について契約の見直しを行い、平成 25 年度より借地面積の削減を行うこととした。

また、会計検査院からの指摘を踏まえ、平成 24 年度中に江田島における保有地の一部について国庫納付を検討し、独立行政法人通則法第 8 条第 3 項及び第 46 条の 2 に基づき、平成 25 年 6 月に文部科学大臣へ不要財産に係る国庫納付の認可の申請を行った。

土地以外の資産については、平成 23 年度に策定した「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」に基づき、平成 25 年度末までにバス 1 台、乗用車、トラック等 17 台の削減を図ることとしている。

【基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況】

保有資産を有効かつ効率的に活用する観点から、継続的に本部及び各教育施設における実物資産の利用実態の把握に努め、見直しの検討を行っている。

具体的には、保有地及び借地について未使用地の特定とその活用方策について調査を行ったほか、保有自動車に関して、平成 23 年度に策定した「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」に基づき、平成 25 年度末までにバス 1 台、乗用車、トラック等 17 台の削減を図ることとしている。

【見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況】

機構が保有する実物資産については、機構法第 11 条に定められた業務を確実に実施するために必要な資産と認められる。また、宿泊室稼働率が低い施設について、その要因の分析と改善に取り組んでおり、平成 24 年度は全 28 施設で宿泊室稼働率が 5 割を超え、資産の有効活用の観点からも適切に対応していると評価できる。

自動車保有台数の削減に取り組んでいる他、保有地及び借地について、未使用地の特定とその活用方策について調査を行い、国立沖縄青少年交流の家の借地面積の縮小等を行っており、見直しの取組状況は適切と認められる。また、会計検査院からの指摘を踏まえた保有資産の見直しの結果、国立江田島青少年交流の家の保有地の一部について国庫納付の手続きを着実に実施している。

今後も保有資産等の見直しに当たっては、利用者のニーズを的確に把握するとともに、利用者サービスの低下を招かないよう十分留意して取り組んでいきたい。

「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等とされた保有する職員宿舎等の実物資産はなく、問題ない。

実物資産の利用状況を確認し、必要性を検証した結果、

必要性等が検証されているか。

当機構では、宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。

国立沖縄青少年交流の家の借地面積の縮小等を行うなど適切に取り組んでいる。

- ・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。

【実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組】
(第9章1. (4)①9-2 ページ. (6)①イ、9-5～6 ページ)

警備、清掃、ボイラー運転管理業務などの定型的な一般管理業務については、既に大部分の業務を外部委託により実施し、効率的な資産の管理及び契約事務の効率化及びスケールメリットを活かした調達等に取り組んでいる。

また、平成 25 年 9 月まで長期契約を締結しているセンターを除く 27 教育施設の一般管理業務について、複数業務を一本化する包括調達や他施設と共同で調達する共同調達が行えるよう、検討を行った。

各教育施設においては、平成 20 年 12 月に策定した「稼働率の向上(利用者増加)のための対策」に基づき、教育的指導の充実や利用者サービスの向上を図り、利用者の確保に努めている。

なお、自己収入の向上に係る具体的な取組は次のとおりである。

- a. 地方教育施設の一般利用に係る施設使用料について、1泊あたり 250 円であったところを、平成 24 年 7 月より、800 円に改定した。
- b. 受益者負担の適正化を目的に、平成 24 年 4 月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討 PT」(以下、「検討 PT」という。)を設置し、4 回にわたる会議開催のほか、機構会議において検討内容のレビューを実施するなど検討を行った。この検討 PT の検討結果を受け、地方教育施設の講師等宿泊室について、平成 25 年 4 月よ

資産管理の効率化については、平成 23 年 4 月より、センターの警備・清掃、ボイラー運転管理業務等の定型的な一般管理業務については、大部分の業務を外部委託により実施しており、効率的な資産管理を行うための取り組みが適切に実施されていると認められる。

自己収入の向上に係る取り組みについては、教育施設の一般利用に係る施設利用料金の規程の改正を行うなど、自己収入の増加に取り組んでいる。

り料金を徴収するよう諸規程の改正を行った。

- c. 平成24年度に契約更新したセンターの給食業務に関し、委託業者から、施設・設備の維持管理相当額を新たに徴収するとともに厨房機器更新費の値上げを行った。

【金融資産】

(保有資産全般の見直し)

- 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。

- 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。

(資産の運用・管理)

- 資金の運用状況は適切か。

【金融資産の保有状況】(第9章1.(6)②、9-6 ページ)

① 金融資産の名称と内容、規模

「子どもゆめ基金」民間出せん金(97 百万円)

② 保有の必要性

機構法第 13 条の規定に基づき、機構は助成業務の財源を資金運用によって得るために「子どもゆめ基金」を設け、元本の保証を確保しつつ、運用益の高い地方債券を購入して運用している。

【資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無】

【金融資産の売却や国庫納付等の取組状況／進捗状況】

平成 21 年度の中央・玉穂宿舍北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額(17,995,000 円)について、平成 24 年 7 月 10 日に文部科学大臣へ不要財産に係る国庫納付の認可の申請を行い、文部科学大臣による認可の後、平成 24 年 10 月 30 日に国庫納付を行った。

【資金運用の実績】

子どもゆめ基金で得られた基金運用益(1,099,193 円)を助成業務の財源に充てた。

【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】

【資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】

助成業務の財源に充てるための基金について、金融情勢の変化に適切に対応し、安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金等の運用方針や金融機関の選定基準、運用等の手続き等を定めた「独立行政法人国立青少年教育振興機構資金等運用規則」を策定し、運用を行っている。

資金の運用に当たり、金融商品については、資金等の運用方針に基づき、「預託先金融機関の選定基準」による金融機関の選定や金融機関からの引合書・提案書を元に、理事長が決定する。

保有する金融資産は適切に管理されていると認められる。

不要資産について、文部科学大臣への不要財産に係る国庫納付の認可を受け、平成 24 年 10 月 30 日に国庫納付を行っており、必要な措置を講じていると認められる。

安全性及び効率性を踏まえた、金融資産の運用に取り組んでおり、適切であると認められる。

また、「資金等の運用に関する危機管理体制フロー」に基づき、預託先金融機関の日常的な経営監視を行っている。

- ・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。

【資金の運用体制の整備状況】

資金等の運用及び管理に当たり、資金等の運用状況を監視し、的確に状況を把握するために「資金管理委員会」を設置し、資金等の運用実績、預託先金融機関の経営状況等の報告を受け、資金等の管理・運用方法の策定などについて、理事長に意見を述べている。

資金等の運用状況を監視するための体制が適切に構築されていると認められる。

- ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。

【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】

資金を運用するに当たっては、金融商品を取り扱う金融機関のうち、「預託先金融機関の選定基準」や「資金等の運用に関する危機管理体制フロー」により経営状況を的確に把握し、安全で確実性のある金融機関を選定している。

資金を運用するに当たって、必要な規程類が整備されており、危機管理体制フローによって法人の取り組むべき事柄が明確に示されている。

(債権の管理等)

- ・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。

【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】

(第10章7.(2)、10-3 ページ)

機構においては、貸付事業を実施していないため、回収計画を有していないが、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、債務者に対し継続的に督促を行うなど、債権全額の回収に努めている。

業務未収金については、会計年度の関係で、一時的に未収金扱いとなる施設使用料であり、25年度当初において回収されている。

- ・ 回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われている。

【回収計画の実施状況】(第10章7.(3)、10-3~4 ページ)

上記のとおり管理を行い、貸倒懸念債権の債権回収に努めた結果、150,000 円を回収したが、債権の一部について、債務者が破産し回収不能となったことにより貸倒引当金を 7,863,761 円取り崩したこと、また、新たに 1,055,700 円を引き当てたことから、貸倒引当金について、期末残高は期首残高から 6,958,061 円減額となっている。

回収計画は有していないが、会計規程等に基づき、債務者に継続的に督促を行うなど、債権の全額回収に努めているほか、回収率の向上に向けて、着実に取り組んでいる。

(貸倒引当金期首残高 10,473,879 円 → 貸倒引当金期末残高 3,515,818 円)

- ・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】

- ① 教育施設における施設使用料等の支払いについては、教育施設内の食堂窓口における支払いの他、金融機関及び全国のコンビニでも支払いを可能とする等、利用者が速やかに支払えるよう支払方法を整備している。

- ② 債権管理の担当部署と、債権発生に係る担当部署が連携して債権管理を行い、納入期限内の債権回収及び期限後の速やかな督促に努めている。

【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合】

平成 24 年度末 3,515,818 円 / 1.6%
(平成 23 年度末 10,473,879 円 / 6.0%)

【経年比較】貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合

平成 18 年度末 無し / 0.0%
平成 19 年度末 18,755,558 円 / 25.2%
平成 20 年度末 11,316,299 円 / 14.3%
平成 21 年度末 10,931,079 円 / 13.1%
平成 22 年度末 10,429,879 円 / 11.6%
平成 23 年度末 10,473,879 円 / 6.0%
平成 24 年度末 3,515,818 円 / 1.6%

【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】

貸倒懸念債権・破産更生債権等の貸付金等残高に占める割合は、前年度を下回っており、引き続き、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行う。

平成 24 年度に不良債権を整理したことにより、貸倒懸念債権・破産更生債権等の貸付金等残高に占める割合は前年度を下回っているが、関係規程に沿って、引き続き適切な債権管理に努めてもらいたい。

<p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。 ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。 	<p>【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】 【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況】(第9章1.(6)、9-6 ページ)</p> <p>機構が保有する特許権等の知的財産権については、機構シンボルマーク、教育施設のロゴマーク等の商標登録のみであるが、これにより収益を確保するものではない。また、その他の知的財産権については、業務の性格上保有はしておらず、今後の保有の検討にも至っていない。</p> <p>【出願に関する方針の有無】 新たに知的財産を保有する予定はない。</p> <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】 なし。</p>	<p>機構が保有する知的財産は、ロゴマーク等の商標登録のみであり、機構における保有状況及び検討状況については、適切である。</p>
--	--	---

【(中項目)2-2】

効果的・効率的な組織の運営

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

(1) 内部統制の充実・強化

役職員のコンプライアンスの意識を向上させるとともに、法人の使命・役割を役職員へ周知させ、組織全体で取り組むべき重要な課題を把握し、適切に対応する。

また、監事監査及び内部監査を充実し、その中で、監事監査はマネジメントに留意した監査を行うとともに、内部監査は、定期監査及び日常のモニタリングを通じ、適切な業務改善を行う。

(2) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。

また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について施設ごとに自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。

(3) 各施設の自治体・民間への移管等

文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、効果的な組織運営を目指す観点から、「新しい公共」型の管理運営について、一部の施設で検証するなど具体的な取り組みを行う。

(4) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する施設の利用状況を向上させるとともに、施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効果的・効果的な利用を実現するため方策を検討し、必要な措置を講ずる。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後もその向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。

H23

H24

H25

H26

A

A

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第9章

評価基準	実績	分析・評価
<p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 	<p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】(第9章2.(1)①ア.、9-6～8 ページ)</p> <p>「リーダーシップを発揮できる環境の整備」</p> <p>「独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程」第5条において、理事長は、機構を代表し、その業務を総理し、理事長が任命する理事は、理事長の定める担当業務において、理事長を補佐して機構の業務を掌理することとなっている。</p> <p>同規程においては、機構の運営組織、職制、本部各部署や教育施設の事務分掌についても規定しており、理事長は、各業務の適正・円滑な実施を図るため必要な組織改編や人事配置を行っている。並びに、外部有識者の意見を聞くため「運営諮問委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ役職員への指示を行っている。</p> <p>また、理事長は、重要事項の決定に際し「役員会議」を開催し、理事及び監事と協議の上決定している。</p> <p>理事長がリーダーシップを発揮するための主な体制は、以下のとおりである。</p> <p>a. 役員懇談会</p> <p>理事長のリーダーシップの下、戦略的・効果的・効率的な組織運営を行うため、役員会議の下に本部部長以上が参加する役員懇談会を設置し、定期的に戦略的な取組等について検討を行っている。具体的には、各役員から理事長へ新たな取組や対応方針について政策提案等を行い、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。</p> <p>b. 機構連絡会</p> <p>理事長のリーダーシップの下、継続的な業務改善を図るため、本部課長等以上が参加する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項についての連絡や本部各部署からの業務報告等を行っている。具体的には、各課長等から業務の取組方針や業務改善、業務の進捗状況等を報告し、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。</p> <p>c. 機構会議</p>	<p>予算や人事について、理事長が示した方針に沿って、担当部署が作成した原案への検討を加えた上で、理事長が決定している。</p> <p>また、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」運動など、特定の課題や複数の部署が関連する業務については、理事長のリーダーシップが発揮できる体制を整え、確実に成果を挙げている。</p>

理事長はじめ役員、教育施設所長、本部部課長等が参加する機構会議を定期的開催し、事業方針をはじめ機構の運営に関する方針等について理事長自らが説明し周知徹底を図っている。

d. 予算の決定手続き

機構における予算の決定手続きについて、理事長は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」第13条に基づき、中期目標及び中期計画を達成するため、予算の編成に当たり、具体的な考え方を示した予算編成方針を策定している。

理事長から予算業務を委任された予算責任者は、当該予算編成方針を踏まえ、予算執行計画案を作成している。

e. 人事の決定手続き

機構における人事の決定手続きについては、平成19年9月(平成24年11月一部改正)に定めた「人事に関する基本方針」で役員に理事長の方針を示した上で実施している。実施に当たっては、各教育施設の所長等からのヒアリングを行い、職員の経歴・適性等を勘案し、理事長が決定している。

f. 業務の一部委任

機構における決定手続きについては、原則として全て理事長の決定により実施することとなっている。ただし、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」に基づき、会計業務の一部を委任している。また、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「独立行政法人国立青少年教育振興機構文書決裁規程」に基づき、部課長の専決により実施している。

g. 理事長の補佐体制の整備状況

理事が理事長を補佐し、総務企画部総務企画課が理事長や理事の指示を直接的に把握し、各部署の総括を行っている。

h. その他

特定の課題や複数の部署が関連する業務等については、理事長のもとチームを編成し、対応している(「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など)。

(法人のミッションの役職員への周知徹底)

- ・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。

(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)

- ・ 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。
- ・ その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。

【組織にとって重要な情報等についての把握状況】

【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取り組み状況】

(第9章2. (1)①イ.、9-8 ページ)

理事長は、隔週で交互に開催している役員懇談会と機構連絡会、年3回開催している機構会議等(以下「役員懇談会等」という。)により、定期的に役職員との意見交換の場を設けている。また、事業や運営の方針等については、機構会議等において理事長から各教育施設所長に対して自ら指示するとともに、法人内のポータルサイトへの掲載等を活用し、全職員に対して周知徹底を行っている。さらに、各教育施設を随時視察し、その際、教育施設職員と意見交換を行い、方針等の周知徹底を図っている。

【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】

【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応状況】

(第9章2. (1)①ウ.、9-8 ページ)

組織全体で取り組むべき重要な課題については、役員懇談会等において、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等を確認する中で、常にその把握に努めている。

また、機構のリスク対応として特に重要と考えている体験活動中の安全管理については、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等を対象とした安全管理講習(山系、水辺活動系)や、各教育施設の安全管理に関する職員研修を実施するとともに、各教育施設で作成している危険度の高い活動プログラムの安全対策マニュアルを随時見直して、職員へ周知徹底を図っている。

また、一部の施設においては、東日本大震災を踏まえ、地方自治体等が災害時において避難所等として施設を利用するための協定書を締結するとともに、情報の共有化等について確認する等の連携を行っている。

その他、組織運営全般に係る様々な課題(リスク)についても、役員会議や役員懇談会を円滑に運営するための情報共有や調整の場として本部部長・課長が毎週開催している部課長会や、役員懇談会等における役職員との意見交換会を通じて把握しており、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。さらに、日常的な教育施設における課題(リスク)については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示の下、当該教育施設において適切に是

理事長は、定期的に全役職員に訓示を行うとともに、内部ホームページ(ポータルサイト)を活用し、機構の使命と社会的役割を説明している。

また、定期的に役員懇談会、機構連絡会を開催し、部課長から提案・報告を受け、理事長が適切に指示を行う体制が整備されている。機構会議においては、役員、教育施設所長、本部部課長等が参加し、事業方針をはじめとする機構の運営方針について理事長が自ら説明し、周知徹底を図る機会を設けている。

組織全体で取り組むべき重要な課題の把握・対応については、理事長をはじめ役員、本部部長以上が参加する役員懇談会等において、組織全体として直ちに把握できる環境にあり、リスクの選定、対応方策など中期目標・中期計画の未達成項目(業務)がないかなど、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等について確認しており、理事長が随時指示を行っている。

正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。

【未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】

中期目標・計画の中で未達成の可能性のある項目(業務)については、役員懇談会等において、その未達成要因の把握・分析を行い、対応するとともに、各年度計画等の策定時においても、各業務の中期目標・計画における進捗状況を把握・分析し、当該中期目標を達成するため、次年度の年度計画等に対応方針を反映させ、対応している。

なお、未達成となる項目があった際には、本部担当部署からの業務報告等を踏まえ、未達成要因の把握・分析を行い、次期中期目標期間において、対策を講ずる等の対応を行うこととしている。

【内部統制のリスクの把握状況】

【内部統制のリスクが有る場合、その対応計画の作成・実行状況】

(第9章2.(1)①エ.、9-8 ページ)

1. 内部統制の現状把握

理事長は、役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて、内部統制の現状及び課題等を把握している。

また、監査室による内部監査の実施を通じてもリスクの洗い出しを行っており、平成24年度においては、本部と4教育施設において内部監査を実施した。

なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、平成24年度においては、問題となる事象や通報はなかった。

2. 課題等への対応

役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて把握した課題等については、理事長の具体的な指示の下、各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。さらに、日常的な教育施設における課題については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示の下、該当教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。

(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)

・法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。

役員懇談会等において、役職員との意見交換を通じて内部統制の現状把握を行っている。把握した課題等は、理事長が具体的に指示を行い、各部署が対応した結果についてフォローアップを行うなど、リスク回避の徹底に努めている。

【監事監査】

- ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。
- ・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。

【各施設の役割等】

- ・ 施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が進捗しているか。

【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】

【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】

【監事監査における改善事項への対応状況】

(第9章2. (1)②、9-9 ページ)

監事は、監査室や会計監査人と連携を図りながら、機構の業務を対象とした監事監査を実施している。

監事監査においては、中期目標・中期計画を踏まえた事業や運営の方針の周知状況や業務の進捗把握・改善に特に注視した監査を行っている。また、監査計画書作成時、監査実施時、監査報告時をはじめ、それら以外の場合においても適時に理事長との意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。監事監査において把握した改善点等については、監査報告書に記載するほか、役員会議等において適時に指摘している。

なお、平成 24 年度の監事監査において把握された要改善点等はなかった。

【各施設の役割等】(第9章2. (2)、9-9～11 ページ)

文部科学省の国立青少年教育施設の在り方に関する検討会の報告「今後の国立青少年教育施設のあり方について(平成 23 年 2 月)」において、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、①効果的・効率的な施設配置のため各施設の特徴・機能を明確化すること、②「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどが指摘された。

これを踏まえ、機構においては、平成 23 年 6 月 30 日に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)を設置し、①教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画(「新しい公共」型の管理運営)、②教育施設の特徴や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営の 2 点について調査研究を実施している。平成 24 年 3 月には、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について(第一次報告)」をとりまとめ、これを踏まえて、平成 24 年度は、主に次の取組みを行った。

① 「新しい公共」型の管理運営の試行

協力者会議が平成 24 年 3 月に取りまとめた「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について(第一次報告)」(以下、「第一次報

監事監査の実施に当たっては、監事は適時理事長と意見交換を行っており、法人の長のマネジメントに留意している。

平成 24 年度に実施した監事監査においては、重要な問題点はなかった。監事監査において改善点等が把握された場合については、役員会議等の場で指摘することとなっており、監事監査の仕組みとして問題はない。

機構本部に設置された「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において調査研究が行われ、「教育施設の特徴や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営」について、①国立施設として全うすべき役割、②宿泊室稼働率の確保、③季節開設の実施について提言されており、施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が着実に進捗しているといえる。

なお、「新しい公共」型の管理運営の本格的実施に向け、新たな試行開始における調査研究の内容も踏まえながら取り組むことを期待する。

また、季節開設の実施に向けた検討についても、具体的な検討状況を把握しつつ、引き続き、効果的・効率的な教育施設の設置及び運営について調査研究を進めていただきたい。

告」という。)においては、「新たに設置される運営協議会における委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることを期待する」と提言されている。

これを踏まえ、赤城及び淡路の2教育施設については、平成23年度に引き続き「新しい公共」型の管理運営の試行を行った。

運営協議会委員が参画した教育事業の参加者アンケートにおいては、「新たな趣向の参加型フォーラムで楽しかった」、「色々な方とお話できて、とても刺激的な2日間でした」等、企画及び運営方法についての感想が寄せられた。

これらの教育施設については、試行の結果、地元とのネットワークが拡大するなど、「新しい公共」型管理運営の進捗が見られたことから、今後の運営の充実を図るため、平成25年3月末をもって試行を終了し、平成25年度からは、「新しい公共」型管理運営を本格的に実施することとした。

また、平成25年1月から大雪、阿蘇、那須甲子、妙高、若狭湾の5教育施設において、新たに試行を開始し、「新しい公共」型の管理運営に関する調査研究をさらに推進することとした。

【取組事例】

赤城においては、

- ア. 群馬県内で自然体験活動を提供する団体・施設・人材・プログラム等を集約した「活かそう！学ぼう！ぐんまの体験学習データブック」を新たに作成し、県内及び近県小中学校への配布を行った(部数7,000部)。
- イ. 施設の認知度アップや施設への親近感の醸成のため、ニューズレターの定期的な発行を行った。

淡路においては、

- ア. 幼児向け事業(「森のようちえん」の体験会、親のしゃべり場等)のチラシ作成、広報、指導を運営協議会委員が企画段階から担当し実施した。
- イ. 「AWAJI ミーティング 青少年体験活動フォーラム」事業において、運営協議会委員が企画段階から参画し、フォーラムのコーディネーターとしても事業進行を担当したほか、運営協議会委員の働きかけにより地域のNPOが事業運営のサポート(記録、新聞

発行、託児等)を行った。

② 広域主幹(エリアマネージャー)の試行配置

文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」報告(平成23年2月)では、現在の国立青少年教育施設について、「より効果的・効率的な施設配置を行う観点から、それぞれの施設が有する機能のある程度集約し、施設配置の在り方を見直していくことが必要である。具体的には、地域のブロックに拠点施設を設け」と指摘された。

これを踏まえ、協力者会議において、ブロック拠点設置の有効性(ブロックの範囲、拠点施設の在り方、拠点施設と他の施設との関係等)について検討を開始するとともに、この検討に資するよう、九州・沖縄地区を一つのブロックとして、平成24年11月より広域主幹(エリアマネージャー)を試行的に配置し、ブロック内の各施設の運営状況や地域との連携状況の把握に努め、さらに、平成25年4月より、中部・北陸ブロック(赤城、信州高遠、妙高、立山、能登、若狭湾、乗鞍)にも広域主幹を配置することとした。今後、協力者会議においてその有効性について検討を進めることとする。

③ 質の高い非常勤職員の確保及び活用に関する試行の実施

「第一次報告」では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について、今後、国立施設として全うすべき役割を踏まえ、利用者のニーズ、地域の実情及び行政改革の観点からの合理化についての要請等を十分考慮し、季節開設の実施に向けた具体的な検討状況を把握しつつ、引き続き、効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について調査研究を進めることとされた。

全教育施設において、概ね11月から2月の時期は、利用者数及び宿泊室稼働率が低い傾向にある一方で、春季から夏季にかけては多くの利用者があり、多数の利用者への対応及び安全な施設運営及びサービスの維持・向上が必要となる。

それを踏まえ、季節開設の検討の前提として、繁忙期における質の高い非常勤職員の確保方策について実証することとし、能登、中央、山口徳地及び大隅の4教育施設において、その確保及び活用に関する試行を実施することとした(平成25年4月から11月まで)。

- 施設ごとの業務実績の自己評価が行われ、各施設の運営改善に反映されているか。

【各教育施設の自己評価の取組状況】

各教育施設の自己評価については、平成24年度に教育施設が行った取組を業務実績シートにまとめることにより行った。各教育施設においては、その結果を踏まえ、次年度以降の施設運営に反映することとし、機構会議等において、その状況等をフォローアップしている。

各教育施設の取組を業務実績シートにまとめ、本部で把握するとともに、施設運営への反映状況等のフォローアップを行っている。引き続き、各教育施設の主体性を尊重しつつ、本部と協力して運営改善に取り組んでいただきたい。

【自治体・民間への移管等】

- 青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等に関する取組が進捗しているか。
- 「新しい公共」型の管理運営についての取組が進捗しているか。

【自治体・民間への移管等】(第9章2.(3)、9-11ページ)

自治体・民間への移管の検討に資するため、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供等を適宜行った。このほか、効率的な組織運営を進める観点から、「新しい公共」型の管理運営の試行に取り組むなど、調査研究を進めている。

文部科学省に最新の利用実績の情報提供等を適宜行うなど、文部科学省と連携し取り組んでいる。

外部有識者による「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」において提言された、民間団体や大学、企業等が参画する「新しい公共」型の管理運営方式について、平成25年1月より新たに5施設で試行を実施するなど、取組が確実に進んでいる。

【効率的な利用促進】

- 青少年教育に関する施設の利用状況が向上しているか。

【効率的な利用促進】(第9章2.(4)、9-11ページ、第2章1.(2)、2-1~2ページ)

平成24年度の総利用者数は、前述のとおり5,139,302人であり、平成23年度は震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故により大きく利用者数を減らしたが、各教育施設においては、「稼働率向上のための数値目標設定及び行動目標」を設定し、機構全体で総利用者数500万人、全教育施設での宿泊室稼働率50%以上を目指し、広報活動及び利用促進に努めた。また、研修支援における青少年利用については、「青少年人口(0~29歳)の1割程度の研修利用者を確保する」との目標を上回っている。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故並びに風評被害の影響により、利用施設の変更、利用の延期及びキャンセル等がある中、前中期目標期間の年間平均総利用者数と同等の利用者を確保していること、中期目標(計画)に定められた「青少年人口(0~29歳)の1割程度の研修利用者を確保する」との目標を達成したことは、高く評価できる。

今後も、各教育施設において設定した「平成25年度稼働率向上のための数値目標及び行動計画」をもとに広報と利用促進の目標として取り組み、本部においてフォローアップすることとしている。

- 青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供しているか。

総利用者数のうち、宿泊利用者数は2,865,988人、日帰り利用者数は2,273,314人であり、前年度(宿泊利用者数:2,758,824人、日帰り利用者数:2,111,296人)と比較すると、宿泊利用者数は107,164人(3.9%)増加、日帰り利用者数は162,018人(7.7%)増加した。

施設の有効活用の観点から、青少年利用に影響のない範囲で一般利用に供しており、青少年利用の早期受付等の取扱いは適切といえる。

なお、センターを除く27教育施設における総利用者数は3,113,602人であり、そのうち宿泊利用者数は2,449,183人、日帰り利用者数は664,419人となっており、総利用者数に対する宿泊利用者数の比率は約78.7%であった。

予約に関し、次年度利用案内等の送付を学校や青少年団体等に先に

施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するための方策についての検討が進捗しているか。

宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設について、稼働率を高める取組が行われるとともに、様々な検討が進捗しているか。

配布するなどして、青少年利用について早期受付をしているが、青少年利用に影響のない範囲で一般利用の申込を受け付けている。

教育施設のさらなる効率的・効果的な利用に向けては、「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を2つの教育施設で実施、平成25年1月から5教育施設において、新たに試行を開始するとともに、協力者会議においては、季節開設の検討の前提として、質の高い非常勤職員の確保及び活用に関する試行を平成25年4月より実施することとなった。

各教育施設においては、「稼働率向上のための数値目標の設定及び行動計画」を設定し、機構全体で総利用者数500万人、全教育施設での宿泊室稼働率50%以上を目指し、広報活動及び利用促進に努めた。また、研修支援における青少年利用については、「青少年人口(0~29歳)の1割程度の研修利用者を確保する」との目標を上回っている。

今後も、各教育施設において設定した「平成25年度稼働率向上のための数値目標の設定及び行動計画」をもとに広報と利用促進の目標として取り組み、本部においてフォローアップすることとしている。

(※項目別-15~16 再掲)

なお、平成24年度は全施設で宿泊室稼働率が5割を上回っており、該当施設はない。

平成24年度まで、2施設で「新しい公共」型管理運営に向けた試行に取組み、平成25年度からは、本格的に実施するとともに、平成25年1月から新たに5施設で試行を開始した。

また、前述の調査研究協力者会議において、季節開設など、効率的・効果的な利用を実現させるための方策として、平成25年4月より質の高い非常勤職員の確保及び活用に関する検討を行っているなど、確実に進捗している。

稼働率を高める取組について、各教育施設で具体的な数値目標と行動計画を策定し、本部においては四半期ごとにフォローアップを行うなど、本部と各教育施設が連携していることは評価できる。

表9-6 総利用者数の推移

年 度	宿泊利用者数	増△減	日帰り利用者数	増△減	合 計	増△減
平成18年度	3,037,877人	—	1,863,222人	—	4,901,099人	—
平成19年度	3,018,590人	△19,287	1,747,299人	△115,923	4,765,889人	△135,210
平成20年度	2,985,916人	△32,674	1,877,705人	130,406	4,863,621人	97,732
平成21年度	2,840,883人	△145,083	2,021,397人	143,692	4,862,280人	△1,341
平成22年度	2,898,365人	57,482	2,097,190人	75,793	4,995,555人	133,275
平成23年度	2,758,824人	△139,541	2,111,296人	14,160	4,870,120人	△125,435
平成24年度	2,865,988人	107,164	2,273,314人	162,018	5,139,302人	269,182

【経年比較】施設の利用状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総利用者数(人)	4,901,099	4,765,889	4,863,621	4,862,280	4,995,555	4,870,120	5,139,302
宿泊室稼働率	56.7%	58.6%	60.8%	61.4%	60.3%	58.3%	59.8%

【(大項目)3】	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A			
【(中項目)3-1~3】	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直す。さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。</p> <p>また、管理・運営業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。</p>		H23	H24	H25	H26
		A	A		
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第10章			

評価基準	実績	分析・評価																																								
【収入】	<p>【平成24年度収入状況】(第10章1.(3)、10-1ページ、表10-1)</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="638 694 1489 1013"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 算 額</th> <th>決 算 額</th> <th>差額△減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【収 入】</td> <td>(a)</td> <td>(b)</td> <td>(b)-(a)</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>9,322,578</td> <td>9,031,629</td> <td>△290,949</td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>393,248</td> <td>393,248</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業収入等</td> <td>1,532,945</td> <td>1,612,239</td> <td>79,294</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>—</td> <td>110,919</td> <td>110,919</td> </tr> <tr> <td>寄附金収入</td> <td>—</td> <td>53,732</td> <td>53,732</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>—</td> <td>63,112</td> <td>63,112</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>—</td> <td>634,108</td> <td>634,108</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,248,771</td> <td>11,898,987</td> <td>650,216</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 平成24年度事業収入等予算額 1,532,945千円</p> <p>② 平成24年度事業収入等決算額 1,612,239千円</p> <p>(対予算比5.2%、79,294千円増)</p> <p>【主な増減理由】</p> <p>オリンピックセンター施設使用料の料金改定(平成24年3月より、時間帯別に最大25%の値上げ)、オリンピックセンターを除く27教育施設の一般利用に係る施設使用料の料金改定(平成24年7月より、1人1泊当たり250円→800円)等、事業収入の確保に係る取り組みを行ったことによる増。</p>	区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額	【収 入】	(a)	(b)	(b)-(a)	運営費交付金	9,322,578	9,031,629	△290,949	施設整備費補助金	393,248	393,248	—	事業収入等	1,532,945	1,612,239	79,294	受託収入	—	110,919	110,919	寄附金収入	—	53,732	53,732	その他の収入	—	63,112	63,112	前年度繰越金	—	634,108	634,108	計	11,248,771	11,898,987	650,216	<p>収入状況においては、国立オリンピック記念青少年総合センター施設使用料の料金改定や地方27教育施設の一般利用に係る料金の改定等の増加や受託収入等の外部資金を得る取組を行った。</p> <p>支出状況においては「ふみだす探検隊リフレッシュキャンプ」の実施による支出の増加等がある一方で、国家公務員給与臨時特例法に準じた給与減額支給措置による人件費の削減による支出の減少等があった。また、収支計画、資金計画についても、計画どおりに履行したと認められる。</p>
区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額																																							
【収 入】	(a)	(b)	(b)-(a)																																							
運営費交付金	9,322,578	9,031,629	△290,949																																							
施設整備費補助金	393,248	393,248	—																																							
事業収入等	1,532,945	1,612,239	79,294																																							
受託収入	—	110,919	110,919																																							
寄附金収入	—	53,732	53,732																																							
その他の収入	—	63,112	63,112																																							
前年度繰越金	—	634,108	634,108																																							
計	11,248,771	11,898,987	650,216																																							

【経年比較】収入の経年比較

(単位:百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運営費交付金	11,522	10,913	10,477	10,138	9,761	9,479	9,032
施設整備費補助金	1,269	867	245	4,514	4,689	214	393
事業収入等	1,179	1,207	1,263	1,358	1,582	1,417	1,612
受託収入	56	59	106	113	89	178	111
寄附金収入	15	24	24	25	22	73	54
臨時受取保険金	92	-	-	-	-	-	-
その他の収入	51	87	37	29	34	46	63
前年度繰越金	-	-	94	101	237	4	634
計	14,184	13,157	12,246	16,278	16,414	11,411	11,899

【経年比較】事業収入等の状況

(単位:千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入等の決算額	1,046,758	1,061,198	1,106,226	1,200,695	1,582,060	1,417,250	1,612,239
事業収入等の予算額	1,005,734	1,039,166	1,091,124	1,200,236	1,502,740	1,517,767	1,532,945
予算額に対する決算額の割合	104.1%	102.1%	101.4%	100.0%	105.3%	93.4%	105.2%

【支出】

【平成24年度支出状況】(第10章1.(3)、10-1ページ、表10-1)

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
【支 出】	(a)	(b)	(a)-(b)
運営費	10,855,523	10,450,941	404,582
一般管理費	6,345,782	5,412,840	932,942
うち人件費	4,537,926	3,720,786	817,140
うち管理運営費	1,807,856	1,692,054	115,802
業務経費	4,509,741	5,038,101	△528,360
事業費	2,209,741	3,009,997	△800,256
基金事業費	2,300,000	2,028,104	271,896
施設整備費	393,248	393,248	—
受託事業費	—	110,919	△110,919
子ども自然体験活動等助成金	—	19,990	△19,990
計	11,248,771	10,975,098	273,673

【主な増減理由】

人 件 費:臨時特例法に準じた給与減額支給措置による減。

管理運営費:消耗品費及び外部委託費の見直し等による物件費の減。

事 業 費:「ふみだす探検隊 リフレッシュ・キャンプ」の実施による事業費の増、利用者増加に伴う水道光熱費の増等。

【経年比較】支出の経年比較

(単位:百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運営費	12,598	12,028	11,793	11,570	11,254	10,424	10,451
一般管理費	7,247	6,599	6,333	6,263	5,947	5,348	5,413
うち人件費	5,123	4,918	4,591	4,380	4,171	3,948	3,721
うち管理運営費	2,124	1,681	1,742	1,883	1,776	1,400	1,692
業務経費	5,351	5,429	5,460	5,307	5,307	5,076	5,038
事業費	3,159	3,256	3,091	3,062	3,053	3,017	3,010
基金事業費	2,192	2,173	2,369	2,245	2,254	2,059	2,028
施設整備費	1,269	867	245	4,514	4,689	214	393
受託事業費	56	59	106	113	89	178	111
災害復旧費	92	—	—	—	—	—	—
安心子ども基金事業補助金 事業費	—	—	—	—	—	1	—
子ども自然体験活動等助成金	—	—	—	—	—	—	20
計	14,015	12,954	12,144	16,197	16,032	10,817	10,975

【収支計画】

【平成24年度収支計画】(第10章2.、10-2ページ、表10-2)

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	10,943,123	10,756,710	186,413
經常費用	10,943,123	10,751,909	191,214
事業経費	4,509,741	7,261,166	△2,751,425
管理運営費	6,345,782	3,158,811	3,186,971
受託経費	—	110,919	△110,919
減価償却費	87,600	221,013	△133,413
財務費用	—	4,801	△4,801
【収益の部】	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金収益	10,943,123	10,756,631	△186,492
入場料等収入	9,322,578	8,580,995	△741,583
受託収入	1,532,945	1,612,239	79,294
施設費収益	—	110,919	110,919
寄附金収益	—	201,588	201,588
雑益	—	106,893	106,893
雑益	—	55,397	55,397
資産見返運営費交付金戻入	85,200	88,043	2,843
資産見返物品受贈額戻入	2,200	357	△1,843
資産見返寄附金戻入	200	200	—

【主な増減理由】

事 業 経 費：施設整備費補助金を財源とした災害復旧等に係る
修繕費の増。

管 理 運 営 費：消耗品費及び外部委託費の見直し等による物件費の減。

施設使用料等収入：オリンピックセンター施設使用料の料金改定(平成24年3月より、時間帯別に最大25%の値上げ)、オリンピックセンターを除く27教育施設の一般利用に係る施設使用料の料金改定(平成24年7月より、1人1泊当たり250円→800円)等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増。

【資金計画】

【平成24年度資金計画】(第10章3.、10-2ページ、表10-3)

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	11,248,771	13,334,975	△2,086,204
業務活動による支出	10,855,523	10,353,296	502,227
投資活動による支出	393,248	320,096	73,152
財務活動による支出	—	153,777	△153,777
翌年度への繰越額	—	2,507,806	△2,507,806
	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	11,248,771	13,334,975	2,086,204
業務活動による収入	10,855,523	10,825,183	△30,340
運営費交付金による収入	9,322,578	9,031,629	△290,949
入場料等収入	1,532,945	1,602,655	69,710
受託収入	—	122,366	122,366
補助金等収入	—	500	500
寄附金収入	—	24,959	24,959
その他収入	—	43,074	43,074
投資活動による収入	393,248	398,093	4,845
施設整備費補助金による収入	393,248	393,248	—
有形固定資産の売却による収入	—	4,845	4,845
有価証券の償還による収入	—	—	—
財務活動による収入	—	7,716	7,716
民間出えん金	—	7,716	7,716
前年度からの繰越額	—	2,103,983	2,103,983

【主な増減理由】

業務活動による支出:臨時特例法に準じた給与減額支給措置による減。

施設使用料等収入:オリンピックセンター施設使用料の料金改定(平成24年3月より、時間帯別に最大25%の値上げ)、オリンピックセンターを除く27教育施設の一般利用に係る施設使用料の料金改定(平成24年7月より、1人1泊当たり250円→800円)等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増。

【財務状況】

(当期総利益(又は当期総損失))

- ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。
- ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。

(利益剰余金(又は繰越欠損金))

- ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。

- ・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。

【当期総利益(当期総損失)】

・ 当期総利益の状況

24,523 円

【経年比較】当期総利益(当期総損失)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当期総利益(当期総損失)	40	1	0	△ 18	346	0	0

【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】

契約の包括化、複数年化、仕様の見直し等による外部委託費及び保守費等の削減、物品等の購入における安価な調達、購入数量の精査による消耗品費や備品費の削減を行ったため。

【利益剰余金】

利益剰余金 1,852,402 円

(内訳)

前中期目標期間繰越積立金 1,369,714 円

積立金 458,165 円

当期未処分利益 24,523 円

(うち当期総利益 24,523 円)

【経年比較】利益剰余金

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利益剰余金	44	44	43	27	372	2	2

【繰越欠損金】

なし。

当期総利益の発生要因が明らかにされており、その要因は調達の見直しなど、業務の効率化を図った結果であり、問題は認められない。

(単位:百万円)

計上された利益剰余金は、前中期目標期間繰越積立金と前述の調達の見直し等による当期未処分利益であり、業務遂行上の過大な利益とは認められない。

(単位:百万円)

<p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 <p>・ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。</p> <p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。 	<p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</p> <p>平成 24 年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率は 3.7%であった。</p> <p>(未執行の理由)</p> <p>基金事業:平成 24 年度に予定していた計画の一部が未達で、計画に対する達成率が 86.2%となり、13.8%相当額(317,772,332 円)が未執行となったため。</p> <p>退職一時金:退職予定者の一部に退職日延期者が発生し、相当額(19,893,456 円)が未執行となったため。</p> <p>【業務運営に与える影響の分析】</p> <p>未執行相当額については、運営費交付金債務として平成 25 年度に繰り越し、執行する予定である。</p> <p>【溜まり金の精査の状況】</p> <p>平成 21 年度の中央・玉穂宿舍北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額(17,995,000 円)について、現金を保有している状況であった。</p> <p>【溜まり金の国庫納付の状況】</p> <p>上記売却損相当額(17,995,000 円)について、平成 24 年 7 月 10 日に文部科学大臣へ不要財産に係る国庫納付の認可の申請を行い、文部科学大臣による認可の後、平成 24 年 10 月 30 日に国庫納付を行った。</p>	<p>平成 24 年度に交付された運営費交付金の未執行率は 3.7%であり、特に高い率とは言えない。また、未執行となった理由についても、問題は認められないが、基金事業における運営費交付金債務については、今後も、的確な執行に努めていただきたい。</p>
--	--	---

【(大項目)4】	IV 短期借入金の限度額	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 短期借入金の限度額は20億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。		H23	H24	H25	H26
		-	A		
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準 ・ 短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。	実績 【短期借入金の有無及び金額】 借入金額 650,000,000 円 借入期間 平成 24 年 10 月 26 日～平成 24 年 12 月 3 日 【必要性及び適切性】 特例公債法案未成立による「9 月以降の一般会計予算の執行について」(平成 24 年 9 月 7 日閣議決定)の決定に基づき、平成 24 年 11 月までの運営費交付金が約 12 億円交付抑制されることとなったことから、その間不足する資金額 6 億 5 千万円について、短期借入を実施した。	分析・評価 特例公債法案未成立による、一般会計予算の執行抑制の影響を受けて、その間不足する資金額の短期借入れを行ったものであり問題ない。			

【(大項目)5】		V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	【評定】				
【概要】		会計検査院による指摘を踏まえ、江田島青少年交流の家における保有地の一部について、不要であると判断し、国庫納付の検討を行った。		A			
				H23	H24	H25	H26
				-	A		
				実績報告書等 参照箇所			
評価基準		実績		分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 		【不要財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 会計検査院による指摘を踏まえ、平成24年度中に江田島青少年交流の家における保有地の一部について国庫納付を検討し、独立行政法人通則法第8条第3項及び第46条の2に基づき、平成25年6月に文部科学大臣に不要財産に係る国庫納付の認定の申請を行った。		不要財産の処分については、順調に国庫納付に向けた手続きが進められている。			

【(大項目)6】		VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	【評定】				
【概要】		計画なし		-			
				H23	H24	H25	H26
				-	-		
				実績報告書等 参照箇所			
評価基準		実績		分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 		【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 なし。		-			

【(大項目)7】	VII 剰余金の使途	【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。 ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実 ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実 ③ 青少年教育に関する調査及び研究の充実 ④ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実 ⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A		
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準 ・ 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。	実績 【利益剰余金の有無及びその内訳】 利益剰余金 1,852,402 円 (内訳) 前中期目標期間繰越積立金 1,369,714 円 積立金 458,165 円 当期未処分利益 24,523 円 (うち当期総利益 24,523 円) (財務諸表 貸借対照表 P2) 【利益剰余金が生じた理由】 「前中期目標期間繰越積立金」 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成 23 年 6 月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 「積立金」 平成 23 年度決算時の「当期未処分利益」について、平成 24 年 10 月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 (第 2 期中期目標期間終了後に国庫納付を行う。) 「当期未処分利益」 契約の包括化、複数年化、仕様の見直し等による外部委託費及び保守費等の削減、物品等の購入における安価な調達、購入数量の精査による消耗品費や備品費の削減を行ったため。	分析・評価 利益剰余金の発生要因が明らかにされており、その要因は調達の見直しなど、業務の効率化を図った結果であり、問題のある点は認められない。			

<p>・ 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活用されているか。</p>	<p>【目的積立金の有無及び活用状況】 なし</p>	
---	--------------------------------	--

【(大項目)8】	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	【評定】 A			
【(中項目)8-1】	施設・設備に関する事項	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。</p> <p>(2)利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。</p>		H23	H24	H25	H26
		A	A		
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第12章			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 	<p>【施設及び整備に関する計画の有無及びその進捗状況】(第11章1.～2.、11-1～2 ページ)</p> <p>施設・設備の整備に当たっては、「施設整備5ヶ年計画」に基づき、順次整備を進めることとしており、平成24年度については、各教育施設の施設利用者の安全・安心及び研修・宿泊施設等の環境改善を図るとともに、身体障害者等への対応、老朽化した地下重油タンクの更新、防火シャッターに安全装置を設置するなど、利用者への安全対策を実施した。</p> <p>(1)環境への配慮について</p> <p>① 環境報告書2012の作成・公表</p> <p>「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年6月2日法律第77号)、同施行令」に基づき、平成24年8月に独立行政法人国立青少年教育振興機構環境委員会を開催し、報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、環境報告書2012を9月に公表した。</p> <p>② 温室効果ガス(CO₂)排出量削減等の取組</p> <p>温室効果ガス(CO₂)の排出の削減のため、LED照明への更新(28教育施設)、人感スイッチの設置(3教育施設)、窓の散水装置(1教育施設)を実施した。</p>	<p>施設・設備の整備に当たっては、機構が定めた「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、施設利用者の安全・安心に係る施設整備に取り組んでいる。</p>			

【経年比較】年度温室効果ガス(CO₂)排出量

事項	温室効果ガス(CO ₂)排出量(t)						
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電気	9,426	7,954	7,728	7,640	8,307	7,768	9,264
ガス	3,842	3,841	3,618	3,712	4,321	3,925	4,198
重油	8,814	7,904	7,628	7,280	6,952	6,148	6,030
灯油	1,148	1,075	983	989	1,076	1,130	995
合計	23,230	20,774	19,957	19,621	20,656	18,971	20,487

③ PCB廃棄処分

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処分の推進に関する特別措置法(平成 13 年 6 月 22 日法律第 65 号)」に基づき、大雪、赤城、センターで保管されていた高濃度 PCB を適切に廃棄処分した。

(2) エネルギー使用状況について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号)」に基づき、平成 23 年度の省エネルギーの取組状況について、文部科学省及び経済産業省に報告するとともに、教育施設において同法に基づき策定した「管理標準」(エネルギーの合理的使用に関するマニュアル)による省エネルギーの取組を引き続き実施した。

エネルギーの使用状況については、機構ホームページに掲載されている環境報告書に環境目標・実績を報告している。

(3) 利用者に配慮した施設整備の状況

低年齢の利用者や高齢者に配慮し、3 教育施設で和式トイレを洋式トイレに更新し、赤城では身体障害者用に階段昇降機を設置した。

また、2 教育施設で防火シャッター安全装置を設置したほか、2 教育施設でエレベーター安全対策の整備を行い、利用者の安全を配慮した施設整備を実施した。

・ 利用者の安全の確保、バリアフリー対策など、利用者本位の施設整備が行われているか。

引き続き、利用者本位の施設整備に取り組むとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境を整備するため、老朽化した基幹設備等の更新を行うなど、利用者の安全確保に取り組またい。

【(中項目)8-2】 人事に関する計画		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 (1)方針 ① 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進するため、人員を適正かつ柔軟に配置する。また、本部及び施設ごとの業務の質・量に応じた定期的な人員配置の見直しを行う。 ② 職員に対し、企画力、指導力、接客サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした、多様で体系的な研修機会を設け、計画的な人材養成を行う。 ③ 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関、民間団体との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。 ④ 人事評価制度を適切に運用し、その評価結果を踏まえた処遇等への反映を図る。 (2)人員に関する指標 常勤職員について、その職員数の抑制を図る。		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A		
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第12章			
評価基準	実績	分析・評価			
【人事に関する計画】 ・ 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 ・ 人事管理は適切に行われているか。	【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】 (第12章1. 12-1 ページ、表 12-1~2) 人事管理については、平成 19 年 9 月(平成 24 年 11 月一部改正)に定めた「人事に関する基本方針」に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を進めた。 (1)人事に関する計画の進捗状況 ① 人員管理の一元化 平成 24 年度においては、本部・センターと教育施設との間で 11 件、教育施設間で 9 件の人事異動を行った。 本部から教育施設へ異動することにより、青少年教育のナショナルセンターとして担うべき事業の考え方が浸透することや、人的ネットワ	「人事に関する基本方針」に基づき、人事管理について、公平・公正で計画性のある人事が進められている。 人事管理については、各施設の所長等からヒアリングを行いながら、施設間の人事異動により、相互のノウハウの共有化等が図られている。			

ークを活用した情報交換及び情報の共有化が図られるとともに、教育施設から本部へ異動することにより、教育施設の運営実態を踏まえた本部業務の遂行が図られている。

また、教育施設間で異動することにより、施設がそれぞれ蓄積してきたお互いのノウハウの共有が図られている。

② 人員配置の見直し

効果的・効率的な事業運営を行うため、各職員間における業務の困難さや専門性を把握し、組織全体として最も力が発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行い、人員配置の見直しを行っている。その際、各職員の経歴、適性、希望等を把握する必要があることから、個人調書システムにより職員の免許・資格や希望事項等を一覧にした資料を作成するなど、事務の効率化と効果的な活用を図っている。

③ 所長人事の多様化

所長の人事については、高い教養と教育的意識を有し、教育施設の運営責任者としての経営感覚に優れ、現下の喫緊の課題に対する的確な判断能力を有する者が必要であることから、多種・多様な人材を広く求めることとして、公募により民間団体等から任期付の採用を行っている。

なお、平成 24 年度においては、人事異動等による不補充により、4 人の人員削減を実行した。

・ 職員研修が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

(2)職員研修の実施(表 12-1 参照)

青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修を行っているほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

機構本部においては、航空会社客室乗務員経験者による実践的な接客マナー研修を実施し、電話対応及び窓口対応の手法やノウハウの習得を図ることができた。

職員研修については、機構本部や各教育施設が主催する研修を行っているほか、外部機関が主催する研修に積極的に参加させており、職員の資質向上・意識改革に着実に取り組んでいる。

また、安全指導及び安全管理は重点的に取り組むべき事項であり、引き続き取り組むとともに、今後も、職員の企画力・マネジメント能力を向上させる研修の企画・実施に努めていきたい。

教育事業については、研修によって、青少年を取り巻く現状の課題や教育行政の施策・動向に対する理解を深めることができ、体験活動を通してコミュニケーションや人間関係作りといった観点を取り入れたプログラムの企画や子どもの心理の捉え方を踏まえた指導助言に活かされている。また、社会教育主事講習等に参加することで、生涯学習の動向や課題を認識することができ、教育事業の質的向上を図ることができた。

各教育施設においては、地域の特色を活かした教育事業や研修支援を行うにあたり、事前の技術の取得や安全管理等に係る研修が必要不可欠であるため、AED、緊急救命講習会や不審者対応訓練を実施している。また、危機管理体制について外部研修で学ぶことにより、各教育施設で整備している危機管理マニュアルの見直しや危機管理に直面した場合を想定した具体的方策を検討し、組織全体の意識を高めている。

表 12-1 主な研修の実施状況・参加状況一覧

本部が主催した内部研修(機構全体を対象とした研修)

区 分	実施件数	参加者数
新任職員に対する研修	2 件	16 人
事業の指導に関する研修 (プログラム指導、レクリエーション、ラジオ体操等)	2 件	77 人
待遇に関する研修(待遇・クレーム対応)	1 件	37 人
安全指導等に関する研修 (体験活動安全管理講習(山活動、水辺活動))	1 件	45 人
実務研修(会計事務、野外炊事)	6 件	97 人
実地研修(機構内の他の施設の事業等に参加することにより、 職員の資質向上を図る)	2 件	5 人
その他(ハラスメント防止)	1 件	26 人
計	15 件	303 人

各教育施設が企画・実施した内部研修

区 分	実施件数	参加者数
新任職員に対する研修	48 件	252 人
事業の指導に関する研修 (体験活動、企画力アップセミナー等)	78 件	793 人
独立行政法人の経営に関する研修 (各教育施設の現況、目標及び計画の共通認識を深める)	5 件	50 人
教養啓発に関する研修(俳句、手話講座等)	5 件	78 人
待遇に関する研修(待遇・クレーム対応)	10 件	186 人
コミュニケーション能力に関する研修 (コミュニケーションプログラム等)	2 件	20 人
安全指導等に関する研修 (消防設備、自衛消防訓練、救命救急)	113 件	1,803 人
実務研修(体験活動、オリエンテーリング)	33 件	451 人
その他 (職務に係る倫理、ハラスメント・メンタルヘルス)	14 件	155 人
計	308 件	3,788 人

各教育施設が参加した外部機関の研修

区 分	参加件数	参加者数
新任職員に対する研修	4 件	5 人
事業の指導に関する研修(事業プログラム開発専門研修、 自然体験活動指導者養成等)	66 件	139 人
独立行政法人の経営に関する研修(青少年教育施設の運 営等についての事例研究及び協議)	5 件	6 人
教養啓発に関する研修(社会教育主事講習、中央研修)	102 件	159 人
待遇に関する研修(対応スキルアップ)	1 件	2 人
コミュニケーション能力に関する研修 (キャリアアップセミナー、メンタリング)	7 件	16 人
安全指導等に関する研修 (応急手当、リスクマネージャー養成)	51 件	88 人
実務研修(人事実務、会計実務、無線)	83 件	163 人
その他(心の健康づくり、ライフマネジメント)	20 件	36 人
計	339 件	614 人

【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	10	12	18	12	12	12	15
	参加者数(人)	270	292	378	225	244	196	303
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	271	273	238	286	311	281	308
	参加者数(人)	3,649	4,054	3,064	4,392	3,632	3,509	3,788
各教育施設が参加した外部機関の研修	実施件数	370	301	343	350	310	369	339
	参加者数(人)	503	446	542	593	569	591	614

- 新規採用、人事交流、任期付き任用の活用など多様で優れた人材を確保するための取組が行われているか。

(3) 多様で優れた人材の確保(表 12-2 参照)

青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効率的・効果的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、「人事に関する基本方針」に基づき、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。

また、ブロック内異動を前提とした新規採用として、公募による選考採用により平成 24 年 4 月に 10 人(本部 3 人、岩手山 1 人、磐梯 2 人、能登 1 人、沖縄 1 人、山口徳地 1 人、室戸 1 人)、平成 25 年 2 月に 2 人(本部 2 人)の合計 12 人の職員を採用するとともに、平成 25 年 4 月に 19 人(本部 6 人、能登 1 人、乗鞍 1 人、大洲 2 人、日高 2 人、那須甲子 3 人、立山 1 人、若狭湾 1 人、吉備 1 人、諫早 1 人)の職員を採用することを決定した。

「人事に関する基本方針」に基づき、広く計画的な人事交流を行っているほか、公募による選考採用により、優れた人材の採用について着実に取り組まれている。

表 12-2 機関との人事交流の状況

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況	
	交流先機関数	人事交流者数	交流先機関数	人事交流者数
文部科学省関係機関	34	154	1	3
地方公共団体	46	148		
民間団体	2	2		
合 計	82	304	1	3

【経年比較】他機関との人事交流の状況

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人事交流の受入状況	交流先機関数	93	92	91	92	94	81	82
	人事交流者数(人)	359	355	332	323	319	290	304
人事交流の出向状況	交流先機関数	4	4	3	2	2	1	1
	人事交流者数(人)	4	4	3	2	2	1	3

<p>・ 人事評価が適切に運用されているか。</p>	<p>(4)人事評価の実施状況 平成23年度に実施した試行に対する意見等を踏まえ、評価期間の変更など実施要綱等を改正するとともに、苦情相談体制を整備し、「能力評価」(平成24年10月から平成25年9月まで)、「業績評価」(平成24年10月から平成25年9月まで)の2種類の人事評価について、第二次試行を実施しているところである。</p>	<p>平成24年度は、平成23年度に試行した人事評価に対する意見等を踏まえ、実施要綱を改定し、「能力評価」「業績評価」の2種類の人事評価について第二次試行を実施するなど、適切な運用がなされていると評価できる。</p>
----------------------------	--	--

【(中項目)8-3】 中期目標期間を超える債務負担		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。		—			
		H23	H24	H25	H26
		A	—		
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準	実績	分析・評価			
【中期目標期間を超える債務負担】 ・ 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。	【中期目標期間を超える債務負担とその理由】 該当なし	—			

【(中項目)8-4】 積立金の使途		【評定】											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。</p>		A											
		H23	H24	H25	H26								
		A	A										
		実績報告書等 参照箇所											
評価基準	実績	分析・評価											
<p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 	<p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <p>平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金のうち、平成23年度末には、下記金額を計上していた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">平成23年度末 前中期目標期間繰越積立金 (内訳)</td> <td style="text-align: right;">1,472,594 円</td> </tr> <tr> <td>自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,472,594 円</td> </tr> </table> <p>前中期目標期間繰越積立金のうち、平成24年度においては、下記金額を取崩額として計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">前中期目標期間繰越積立金取崩額 (内訳)</td> <td style="text-align: right;">102,880 円</td> </tr> <tr> <td>自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額</td> <td style="text-align: right;">102,880 円</td> </tr> </table> <p>なお、取崩し後の残額1,369,714円については、平成25年度以降に発生する自己収入により取得した固定資産の減価償却費に充当する。</p>	平成23年度末 前中期目標期間繰越積立金 (内訳)	1,472,594 円	自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	1,472,594 円	前中期目標期間繰越積立金取崩額 (内訳)	102,880 円	自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額	102,880 円	<p>積立金については、中期計画に基づく業務の財源に充てており、問題のある点は認められない。</p>			
平成23年度末 前中期目標期間繰越積立金 (内訳)	1,472,594 円												
自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	1,472,594 円												
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (内訳)	102,880 円												
自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額	102,880 円												